# 令和7年度 (9月期)

立
木

一般競争

# 入 札 案 内 書



物件の位置図や写真(上空写真・林内写真)を ホームページに掲載しましたので、是非ご覧下さい!!

四国森林管理局ホームページ「注目情報」の立木販売をクリック https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.htm.



一般競争入札の新着情報を、メールマガジンで配信します!!

農林水産省ホームページから会員登録をお願いします http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html



# 四国森林管理局

森林整備課 088-821-2200 資源活用課 088-821-2170

徳島森林管理署	088-637-1230
香川森林管理事務所	087-866-6622
愛媛森林管理署	089-924-0550
四万十森林管理署	0880-34-3155
嶺 北 森 林 管 理 署	0887-76-2110
高知中部森林管理署	0887-58-3131
安芸森林管理署	0887-34-3145

# 公告事項(抜粋)

下記により、林産物の一般競争入札による立木販売を行いますので現地を熟覧し、公告事項・特約事項特約条項及び閲覧資料の入札者注意書・国有林野事業林産物売買契約約款を十分了知の上、入札して下さい。

,	
1. 産物の所在場所	別紙 各署(所)案内書「売払物件所在場所一覧表」のとおりです。
2. 産物の種類及び ・数量	別紙 各署(所)案内書「販売物件明細書」のとおりです。
3. 入札及び開札の 場所及び日時	別紙 各署(所)案内書のとおりです。
4. 郵便入札	郵便入札を認めます。 ただし、入札日時までに入札会場に到着しなければ無効となります。 (封筒には朱字で「 <b>立木入札書在中</b> 」と明記してください)
5. 搬出期間	代金の納付及び担保提供後、引渡を完了した日から起算して・・8ヶ月~36ヶ月
6. 入札参加資格	国有林野産物の競争入札参加資格については、各森林管理(支)局で行う資格審査を 受けた有資格者に限ります。
7. 入札金額	入札は当該物件の消費税を除く金額を入札書に記載下さい。
8. 落札者の決定	当署の予定価格以上の最高入札価格をもって落札とします。 ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上いた場合には、「くじ」 で 落札者を決定します。
9. 入札保証金	入札保証金は免除します。
10. 代金の延納	代金の延納は官収分のみ認めます。ただし、延納期間は6ヶ月以内とします。
	契約締結の日から起算して20日以内です。 ただし、当日が日曜日・国民の休日・その他一般の休日及び土曜日が期限の場合は前日となりますので、ご注意願います。 また、今回の物件については収益分収者がおられますので、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入していただきます。
12. 契約保証金	契約保証金は免除します。
13. 契約締結期限	別紙 各署(所)案内書のとおり
14. 適格請求書 (インボイス)	適格請求書(インボイス)の交付については、売買契約書に別紙「売買代金明細書」を添付することもって交付したものとします。 なお、交付に当たっては「媒介者交付特例」を適用し、国が造林者、分収育林オーナー様に代わり、交付することとなります。 仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は以下19のとおり。
15. 現地案内	別紙 各署(所)案内書「販売物件明細書」記載のとおりです。
16. 特記事項	搬出に係る架線支障木等については、別途契約が必要となります。
17. その他	1) 落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5、契約解除の場合は100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。 2) 契約を結ばない者、解除された者及び前号の違約金を納めない者は競争入札参加資格を取消、又は付与しないことがあります。 3) 詳細については各署(所)に閲覧用を備え付けていますのでご覧下さい。
18. 問い合わせ先	売払物件にかかるご質問などにつきましては各署(所)にお問い合わせ願います。
19. 仕入税額控除の対象となる消費税額	仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。 ※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する 仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額(税率 10%)とは一致しない場合があります。 ※2 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

【徳島署】	1号物件	(分収育林)	8.	7 1 %
	2号物件	(分収育林)	5.	56%
	3 号物件	(分収育林)	8.	5 7 %
	4号物件	(分収育林)	6.	68%
【愛媛署】	1号物件	(分収造林)	2.	00%
	2号物件	(分収造林)	2.	00%
	3号物件	(分収造林)	2.	00%
	4号物件	(分収造林)	2.	00%
	5 号物件	(分収造林)	2.	0 0 %
【四万十署】	1号物件	(分収育林)	7.	4 3 %
	2号物件	(分収育林)	8.	8 7 %
	3号物件	(分収育林)	7.	20%
	4号物件	(分収育林)	5.	3 7 %
	7号物件	(分収造林)	10.	00%
	8号物件	(分収造林)	2.	00%

# 9月期公売物件一覧表

徳島森林管理署 入札日:令和7年9月25日(木)11:00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	徳島県三好市大字東祖谷 祖谷山国有林 6 林班ろ小班	スギ外	7, 651	4, 476. 75	分収育林		0	
第2号	皆 伐	徳島県三好市大字東祖谷 祖谷山国有林 6 林班ち小班	スギ外	6, 419	3, 990. 65	分収育林		0	
第3号	皆 伐	徳島県那賀郡那賀町大字沢谷 釜ヶ谷国有林 97 林班い 1 外 1	スギ外	7, 069	5, 739. 47	分収育林			
第4号	皆 伐	徳島県那賀郡那賀町大字沢谷 釜ヶ谷国有林 97 林班い 2	スギ外	5, 695	4, 488. 45	分収育林			
第5号	皆 伐	徳島県海部郡海陽町大字小川 皆ノ瀬国有林 117 林班い小班	スギ	4, 615	1, 650. 85			0	
第6号	皆 伐	徳島県那賀郡那賀町 東俣国有林 138 林班い 2 小班	スギ	2, 785	2, 417. 87				

愛媛森林管理署 入札日:令和7年9月26日(金)10:00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	愛媛県四国中央市新宮町馬立 三ツ足山国有林 1048 林班と小班	スギ外	6, 479	2, 690. 91	分収造林		0	
第2号	皆 伐	愛媛県南宇和郡愛南町正木 郷城羽後山国有林 3081 林班は小班	ヒノキ外	11, 128	5, 576. 52	分収造林	0	0	
第3号	皆 伐	愛媛県南宇和郡愛南町正木 郷城羽後山国有林 3081 林班は 1 小班	ヒノキ	5, 464	2, 346. 40	分収造林	0	0	
第4号	皆 伐	愛媛県南宇和郡愛南町正木 郷城羽後山国有林 3081 林班に 1 小班	ヒノキ外	7, 933	3, 456. 02	分収造林	0	0	
第5号	皆 伐	愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷 猪伏山国有林 76 林班と小班	スギ外	10, 067	4, 238. 73	分収造林	0	0	
第6号	皆 伐	愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷 猪伏山国有林 76 林班は 2 小班	ヒノキ外	5, 901	2, 238. 61		0	0	

# 四万十森林管理署

入札日:令和7年9月25日(木)14:00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林 95 林班い小班	スギ外	18, 089	12, 265. 92	分収育林			
第2号	皆 伐	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林 95 林班い 1 小班	ヒノキ外	9, 430	5, 052. 76	分収育林			
第3号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町窪川中津川 森ヶ内山国有林 3026 林班ろ 1 小班	スギ外	11, 062	3, 894. 24	分収育林		0	
第4号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町窪川中津川 森ヶ内山国有林 3027 林班ろ 1 小班	ヒノキ外	13, 878	5, 415. 33	分収育林		0	
第5号	皆 伐	高知県四万十市西土佐藤の川 森房子官行造林 1 林班い小班	ヒノキ外	24, 414	9, 587. 24	官行造林	0	0	
第6号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町折合 西村佳子官行造林 1 林班い小班	ヒノキ外	51, 832	25, 468. 30	官行造林		0	
第7号	皆 伐	高知県高岡郡中土佐町上ノ加江 橋ヶ谷山国有林 3088 林班へ小班	ヒノキ外	5, 158	2, 681. 56	分収造林		0	
第8号	皆 伐	高知県須崎市上分 朴ノ川山国有林 3208 林班ろ小班	ヒノキ外	8, 952	2, 639. 03	分収造林	0	0	
第9号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町下津井 足川山国有林 4032 林班い小班	スギ外	5, 896	4, 022. 69			0	

安芸森林管理署 入札日:令和7年9月30日(火)10:00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字竹屋敷 柾ノ木山国有林 1151 林班 い 2 小班	スギ外	2, 153	1, 409. 41			0	
第2号	皆 伐	高知県安芸郡東洋町大字生見 椎尾山国有林 1179 林班 は小班 (1 伐区)	ヒノキ外	2, 854	1, 798. 18			0	
第3号	皆 伐	高知県安芸郡東洋町大字生見 椎尾山国有林 1179 林班 は小班(2伐区)	ヒノキ外	4, 305	2, 551. 57			0	

※各物件の詳細については、署毎の別件明細書をご覧下さい。

また、上記の公売物件一覧表に①搬出路、②選木土場、③近隣の落札箇所の欄を追加しました。

- ③ 、②の欄に「○」が記入されているものは、ホームページの「公売物件一覧表」に写真を掲載しています。
- ③の欄は、近隣(隣接国有林)で落札している公売箇所がある場合であり、発注年(R〇.〇)を掲載しています。

# 特約事項(作業上の留意事項)

### (法令の遵守)

- 事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機 関へ届け出ること。
- その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事 項は必ず守ること。

### (事業着手等の届出)

事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当 森林官(以下「森林官」という。)へ届け出ること。

### (林地等の保全)

4 買受人は、伐採・搬出にあたり、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日 付け2林整整第1157号林野庁長官通知) (3の(1)及び(5)を除く。)

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin\_keikaku/con\_1\_minaoshiR3.html)を遵守し、林地等 の保全に努めること。

また、別に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」

(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html)を前項 3 の事業着手 届提出時に提出し、森林管理署長等の確認を受けること。

### (売買物件以外の立木の保護等)

- 5 伐採搬出に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対 して充分な指導監督を行って実行しなければならない。
- (1) 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。 (2) 売買物件(以下「物件」という。) 以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控 え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするな ど損傷防止の措置をすること。
- (3) 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場 合は、特に留意の上作業を行うこと。
- (4) 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

#### (末木枝条等の処理)

- 末木枝条等の処理にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個 々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。
- (1) 盤台周辺の末木枝条は、林外に搬出するか林内に分散・散布させることとし、盤台周辺に 集積しないこと。
- (2) 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ随時逆送の上、次の(3)及び(4)に注 意して処理すること。
- (3) 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出 水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。
- (4) 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1 箇所へ大量 に集積しないこと。

また、森林作業道等の路網を使用・作設し、搬出時等に発生した末木枝条については、路 網の路肩下には集積しないこととし、集積場所については、現場担当森林官と打ち合わせ確 認すること。

### (林野火災の防止)

- 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
  - (1)作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、 作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
  - (2)作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこ
  - (3)喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定すること とし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
  - (4)指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物(落葉落枝等)の除去 を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹 底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
  - (5)刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等に よる火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

買受人は、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

### (支障木の届出)

8 伐採搬出作業中に支障木(損傷木を含む。以下同じ。)が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。

なお、支障木が発生する個所が保安林である場合は、原則、買受人により保安林内作業許可申請等を行うこと。また、着手する前に保安林内における作業許可の写しを森林官を経由して森林管理署長等に提出すること。

### (支障木買受申請書)

9 買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ所定の様式により支 障木買受申請書を提出すること。

### (支障木調査時の立会)

10 第8項による届出をした支障木(以下「支障木」という。)の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

#### (支障木の伐倒)

11 支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売 買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、又は買受人 からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定 める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡し を受けた時(以下「売払い手続きの完了」という。)以降に実行すること。

### (支障木伐倒の特例)

- 12 前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。
- (1) 第8項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径6センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径18センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径22センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。
- (2) 第9項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

### (伐倒済み支障木の保存)

13 前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、 玉切り及び移動を行わないこと。

#### (物件以外の立木の伐倒禁止)

14 物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

### (関係機関等への手続き)

15 公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

### (作業中止命令等)

- 16 第1項から第15項について違反が認められる場合、森林管理署長等は伐採搬出等の作業中 止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買 受人に生じた損害については、これを賠償しない。
  - 受人に生じた損害については、これを賠償しない。 2 森林管理署長等は、第4項にあるチェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又 は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担にお いて植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。

この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

### (撤収作業開始の届出)

17 買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の 1 週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

# (撤収方法の指示)

18 前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

# (作業終了後の処理)

19 使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

# (搬出済届)

20 買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ搬出済届を提出すること。

# (跡地検査の立会)

21 物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

# 森林作業道の作設にかかる特約事項

(森林作業道の作設にかかる申請・承認)

1 買受人は、国有林内に森林作業道又は、土場を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。

なお、森林作業道の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」(平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知)

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html) を遵守すること。

2 買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。

なお、承認を受けた森林作業道の路線計画路線計画等に変更が生じた場合は、その変更について森林管理署長等に申請し承認を受けること。

# (各種法令制限林に係る(土地の形質変更等)手続き)

3 買受人は、森林作業道の作設にあたっては、各種法令制限林(保安林内作業許可申請等)に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、許可の写しを提出すること。

なお、売払区域外に森林作業道を作設した場合は、事業完了までに森林管理署長等が指示する樹種・本数を買受人により植栽すること。ただし、森林管理署長等が植栽の必要がないことを指示した場合は、この限りではない。

# (森林作業道の仕様等)

4 買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、四国 森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」

(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html)及び「森林作業道作設標準例」

(<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html">https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html</a>) に基づいた、森林作業道を作設すること。

また、森林作業道作設の完了後は、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲートを設置すること。

なお、ゲートは官給品とする。

ただし、ゲートの設置以外による車両の進入ができない処置を講じた場合は、この限りではない。

### (森林作業道作設の是正指示)

5 四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作 設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、森林管 理署長等から、森林作業道の作設にかかる是正を指示するので、買受人及び 事業実施事業体は、これに従うこと。

# (森林作業道作設の中止及び原状回復の指示)

- 6 是正の指示に従わない場合は、森林管理署長等から、森林作業道作設の中 止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。
- 7 買受人及び事業実施事業体は、森林管理署長等から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

# (既設の森林作業道の使用について)

8 買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、森林 管理署長等の承認を受けること。

また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

### 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。) が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除 することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法 人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している 者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である とき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損
- 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合 は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、か つ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。) を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。) 受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契 約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないこ とを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに 当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人 等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請 負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人 等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することがで きる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合にお いて、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

# 分収育林箇所の立木販売における特約事項

1 分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者(以下「費用負担者」という) に分収金(消費税相当額を含む)として、持分割合に応じて買受人が払込むこ と。

# 2 代金の支払方法

- (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
- (2)費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。なお、費用負担者が不明等の場合は、国の指定する法務省に供託すること。

(3) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数 別紙 各署(所)案内書に記載のとおり

### 3 延納金及び延滞金

- (1) 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額(以下「官収分」という)についてのみ認めるものとし、費用負担者の分収金に相当する金額(以下「民収分」という)は、現納とすること。
- (2) 売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。

# 4 売払立木の引渡し

買受人が代金を、官収分・民収分(供託を含む)すべて完納(官収分については、延納担保の提供を含む)し、その確認(受領書等の写しの提出)がなされた後に行う。

5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契 約物件の搬出にかかる作業着手までに当該署長と売買等にかかる契約を別途締 結すること。

# 分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項

1 分収木の買受代金は、国及び分収造林・官行造林契約者に分収金(消費税相当額を含む)として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。

# 2 代金の支払方法

- (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
- (2) 分収造林・官行造林契約者に支払う代金は、国が指定する分収造林・官行造 林契約者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。

# 3 延納金及び延滞金

- (1) 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額(以下「官収分」という)についてのみ認めるものとし、分収造林・官行造林契約者の分収金に相当する金額(以下「民収分」という)は、現納とすること。
- (2) 売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林・官行造林契約者に支払うこと。

# 4 売払立木の引渡し

買受人が代金を、官収分・民収分すべて完納(官収分については、延納担保の 提供を含む)し、その確認(受領書等の写しの提出)がなされた後に行う。

5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契 約物件の搬出にかかる作業着手までに当該署長と売買等にかかる契約を別途締結 すること。

# 徳島森林管理署入札案内書 (第2回)

〒771-0117 徳島県徳島市川内町鶴島239-1 TEL:088-637-1230

FAX:088-666-1818

入 札 日 時 : 令和7年9月25日(木)実施(11時00分締切 即時開札)

入 札 場 所:徳島森林管理署 会議室

契約締結期限: 令和7年10月2日(木)

# 売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物	件	所	在	地	樹種	本 数	材積	備考
第1号	皆伐	徳島県三好市大字	東祖谷	祖谷山国有	林6林班ろ	小班	スギ外	7,651	4,476.75	分収育林
第2 <del>号</del>	皆伐	徳島県三好市大字	東祖谷	祖谷山国有	林6林班ち	小班	スギ外	6,419	3,990.65	分収育林
第3号	皆伐	徳島県那賀郡那賀	置町大字派	ママック 発か谷	国有林97林	斑い1小班外1	スギ外	7,069	5,739.47	分収育林
第4号	皆伐	徳島県那賀郡那賀	置町大字派	ママック 発か谷	国有林97林	斑い2小班	スギ外	5,695	4,488.45	分収育林
第5 <del>号</del>	皆伐	徳島県海部郡海陽	調大字小	小川 皆ノ瀬	国有林117	<b>沐班い小班</b>	スギ	4,615	1,650.85	
第6 <del>号</del>	皆伐	徳島県那賀郡那賀	武町 東俣	国有林1384	木班い2小班	<u>দ</u>	スギ	2,785	2,417.87	
										-

# (別紙) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

73 1/1 1 1	1 - I/N W 5-C/11 5-C/1-		<u>ICA SCIONSI</u>
売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第1号	8	0	39.06
第2号	10	0	47.12
第3号	10	0	47.21
第4号	14	0	48.03

徳島 森林管理署

第 1 号 1(物件番号)

2(物件所在地 徳島県三好市大字東祖谷 及び国有林名等) 祖谷山国有林6林班ろ小班

3(伐採方法) 皆 伐

5.27 ha 4(面積)

5(林齢) 67 年生

# 6(物件の種類)

11/01/1 -4 1-7/4/			
樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	6,130	3,711.10	
ヒノキ	1,501	756.44	
ナラ	9	3.79	
ミズメ	4	2.31	
サクラ	1	0.27	
その他L	6	2.84	
計	7,651	4,476.75	

### 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた毎木調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示 に従うこと。

冬期期間の通航制限があります。詳しくは徳島県ホームページを参照ください。

# 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。 ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- 5盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。

### 12(現地案内)

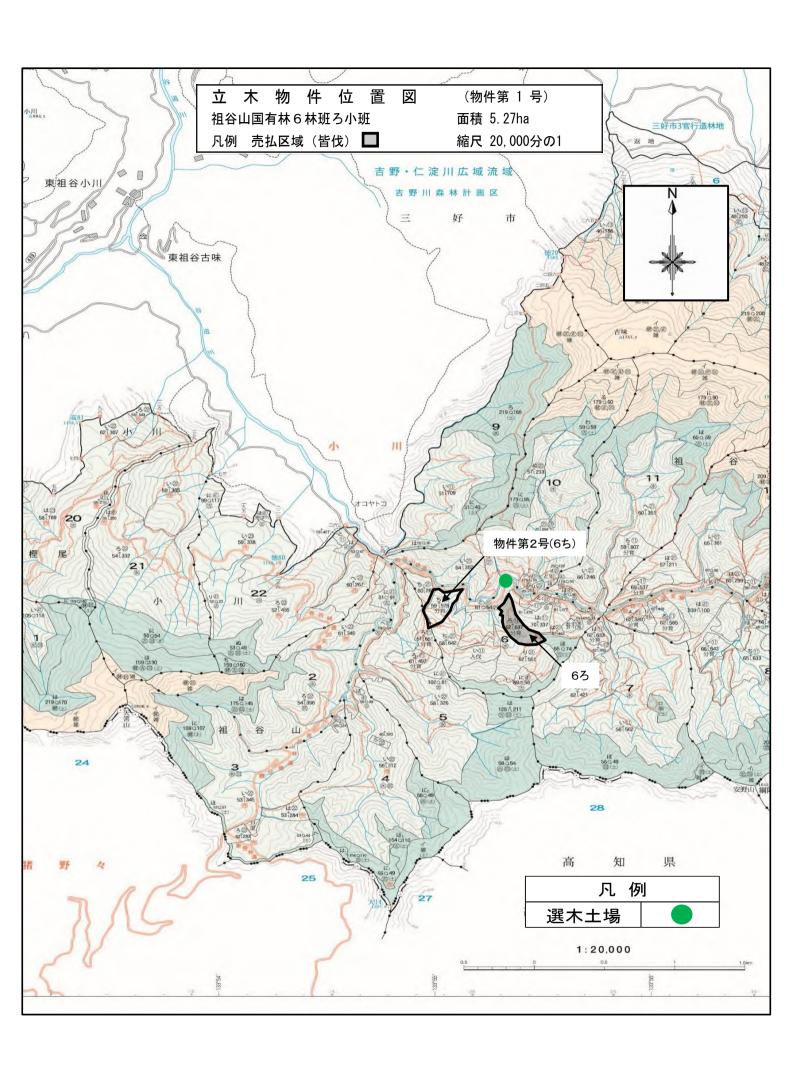
現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。 (徳島森林管理署:088-637-1230)

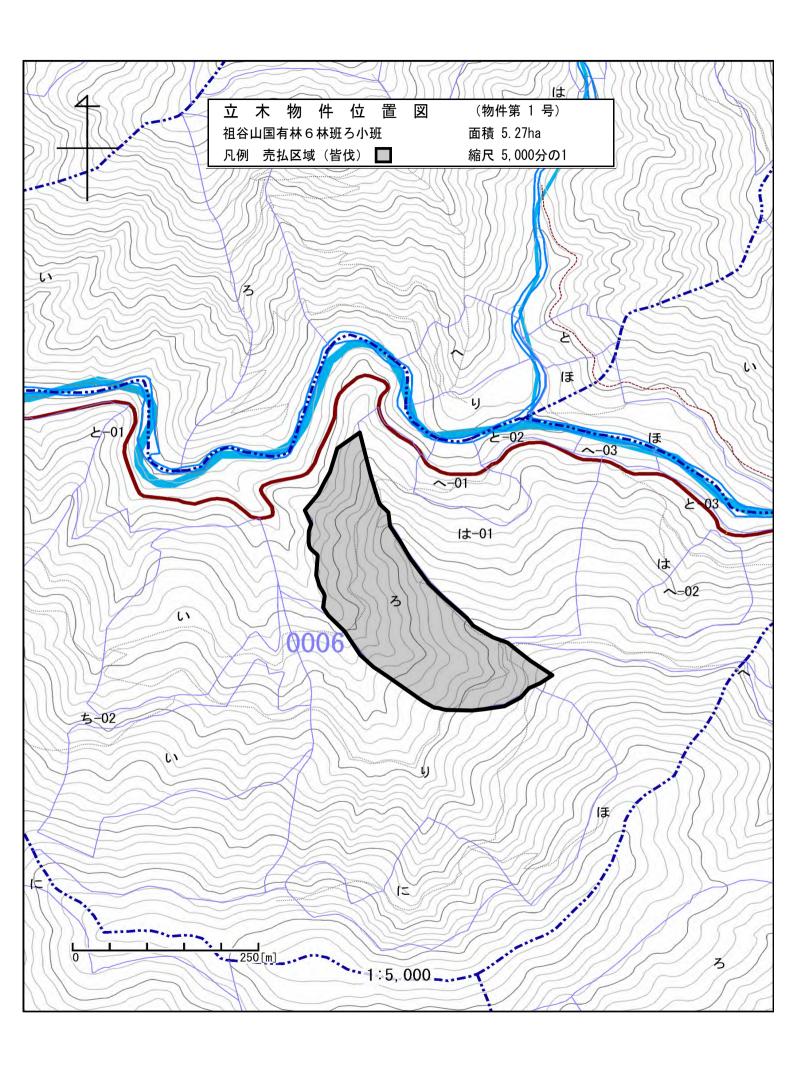
### 13(その他)

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知のうえ入札してください。

<u>物件</u> 9		祖:			班ろ/					7 ha	(		年生										1					第	1 号
$\rightarrow$		マギ		ノキ		<u> </u>	·ラ		_	ズメ			クラ				他L								1			- 1	
		材 積			本	数	材積	本 娄	攵	材積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材
8	5	0.15	1			_			4																				
10	30	1.50	6			_			4																				
12	103	8.24	15			_			4																				
14	257	30.84	32	3.52		_			4																				
16	414	70.38	74	11.84		_			4																				
18	464	106.72	107	23.54		_			_																				
20	515	149.35	139	38.92		_			4																				
22	556	211.28	157	56.52		_			4																				
24	549	252.54	199	87.56		5	1.26		_			1	0.2	27		1	0.	27											
26	598	328.90	190	96.90		1	0.41		4							2	0.	68											
28	555	349.65	168	97.44		1	0.39		1	0.42						1	0.	45					-						
30	522	391.50	160	112.00					1	0.51																			
32	450	396.00	107	83.46					_																				
34	305	298.90	71	61.77					1	0.63						1	0.	59											
36	267	299.04	36	34.56		1	0.66		_																				
38	189	234.36	21	23.10					1	0.75						1	0.	85											
40	131	183.40	9	10.80					_																				
42	65	99.45	5	6.55					_																				
44	60	102.60	2	2.99		1	1.07		_																				
46	48	88.80	1	1.48					_																				
48	22	45.32							_																				
50	12	26.52							_																				
52	4	9.52																											
54	2	5.39	1	2.17		_			_																				
56	4	11.26							_																				
58	1	3.23																											
60	2	6.26				_			_																				
									_																				
計	6,130	3711.10	1,501	756.44		9	3.79		4	2.31		1	0.2	27		6	2.	84											

7,651 4,476.75





徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 徳島県三好市大字東祖谷 及び国有林名等) 祖谷山国有林6林班ち小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.84 ha

5(林齢) 64 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	5,853	3,758.83	
ヒノキ	534	217.73	
Ŧ į	4	2.83	
ク リ	3	1.68	
ナラ	9	2.91	
ミズメ	9	3.46	
サクラ	3	1.32	
その他 L	4	1.89	_
計	6,419	3,990.65	_

### 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた毎木調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

# 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

冬期期間の通航制限があります。詳しくは徳島県ホームページを参照ください。

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。

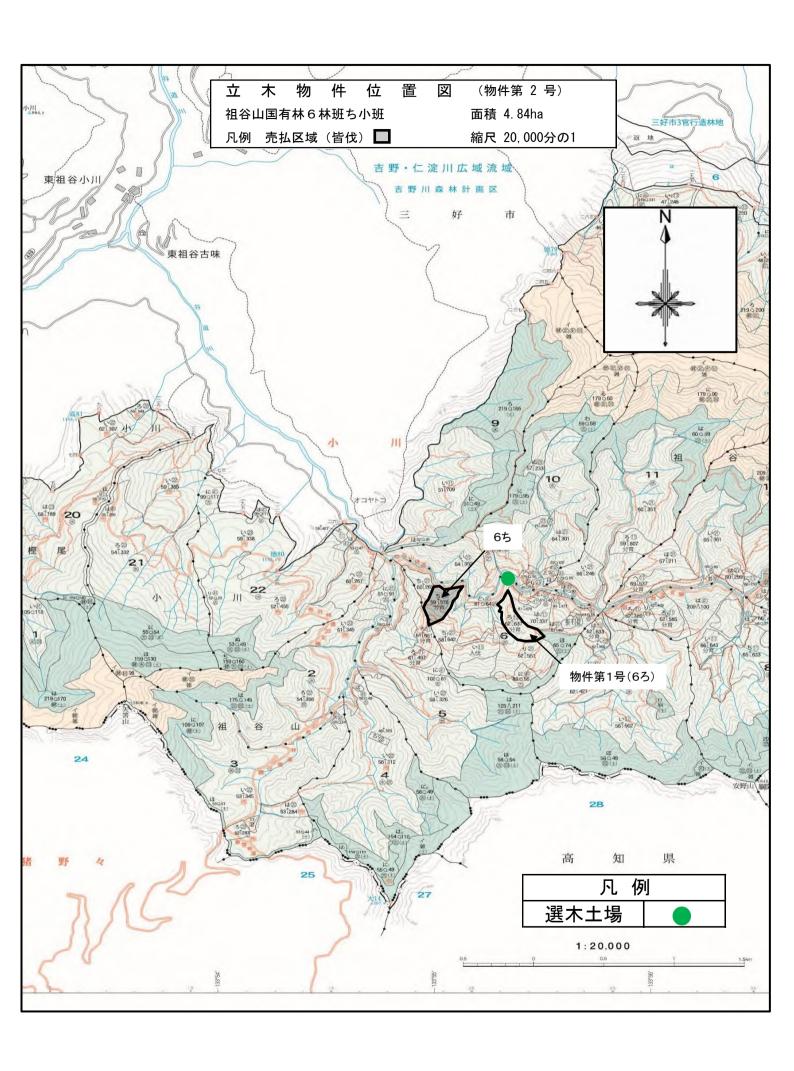
### 12(現地案内)

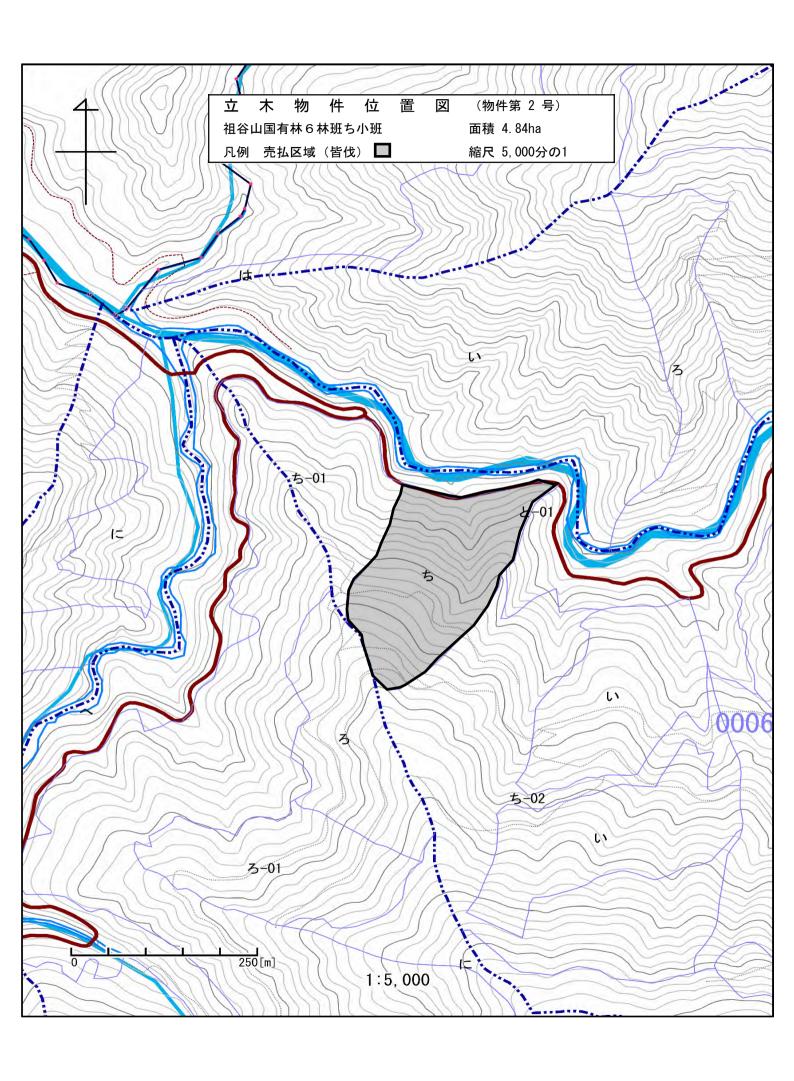
現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。 (徳島森林管理署:088-637-1230)

### 13(その他)

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知のうえ入札してください。

		祖 <i>行</i> スギ										ï.	ズメ		++-	クラ		70	D他I			号
直 径		材 積																		本	Д	—— 材
8		0.15		0.20															11. 11.	-		
10	19	0.95		0.60																		
12	53	4.24	14																			
14	101	11.11	34																			
16	202	32.32	47	6.58																		
18	320	73.60	39	8.19																		
20	423	122.67	45	12.15																		
22	516	185.76	56	19.04	1	0.35																
24	615	270.60	56	22.40			1	0.29	4	1.	13	1	0.31		1	0.38						
26	568	289.68	54	26.46					5	1.	78	3	0.99					2	0.78			
28	567	345.87	41	22.55	2	1.06						5	2.16		1	0.45						
30	623	448.56	51	34.17														1	0.54			
32	511	413.91	34	25.16											1	0.49		1	0.57			
34	421	395.74	20	16.60			1	0.63														
36	315	327.60	9	8.64			1	0.76														
38	222	266.40	4	4.20																		
40	157	207.24	3	3.45	1	1.42																
42	81	119.88																				
44	53	85.86	1	1.36																		
46	50	90.50																				
48	19	37.05	1	1.60																		
50	4	8.64																				
52	3	6.96																				
54	3	7.65																				
56	1	2.79																				
58											_											
60	1	3.10									_			<u> </u>								
											$\perp$			ļ			-				-	
											$\perp$			ļ			-				-	
											_			<u> </u>			-				-	
<del>=</del> T	E 050	2750.00	F0.4	017.70		0.00		1.00	_		21		0.40		_	1.00			1.00		+	
計	5,853	3758.83	534	217.73	4	2.83	3	1.68	g	2.9	91	9	3.46		3	1.32		4	1.89		-	





徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 3 号

2(物件所在地 徳島県那賀郡那賀町大字沢谷

及び国有林名等) <sub>釜ヶ谷</sub>国有林97林班い1

焼山国有林147林班ろ小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 7.32 ha 全ケ谷国有林97林班い1小班 4.17 ha

焼山国有林147林班ろ小班 3.15 ha

5(林齢) 釜ヶ谷国有林97林班い1小班 58年生

焼山国有林147林班ろ小班 65 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	6,923	5,644.22	
ŧξ	32	43.48	
ツ ガ	10	5.17	
カヤ	1	0.78	
サクラ	3	1.07	
ミズメ	5	2.69	
カシ	1	0.40	
その他 L	94	41.66	
計	7,069	5,739.47	

### 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた毎木調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限の有無及び種類)

水源涵養保安林

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- 5盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。

### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。 (徳島森林管理署:088-637-1230)

# 13(その他)

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知のうえ入札してください。

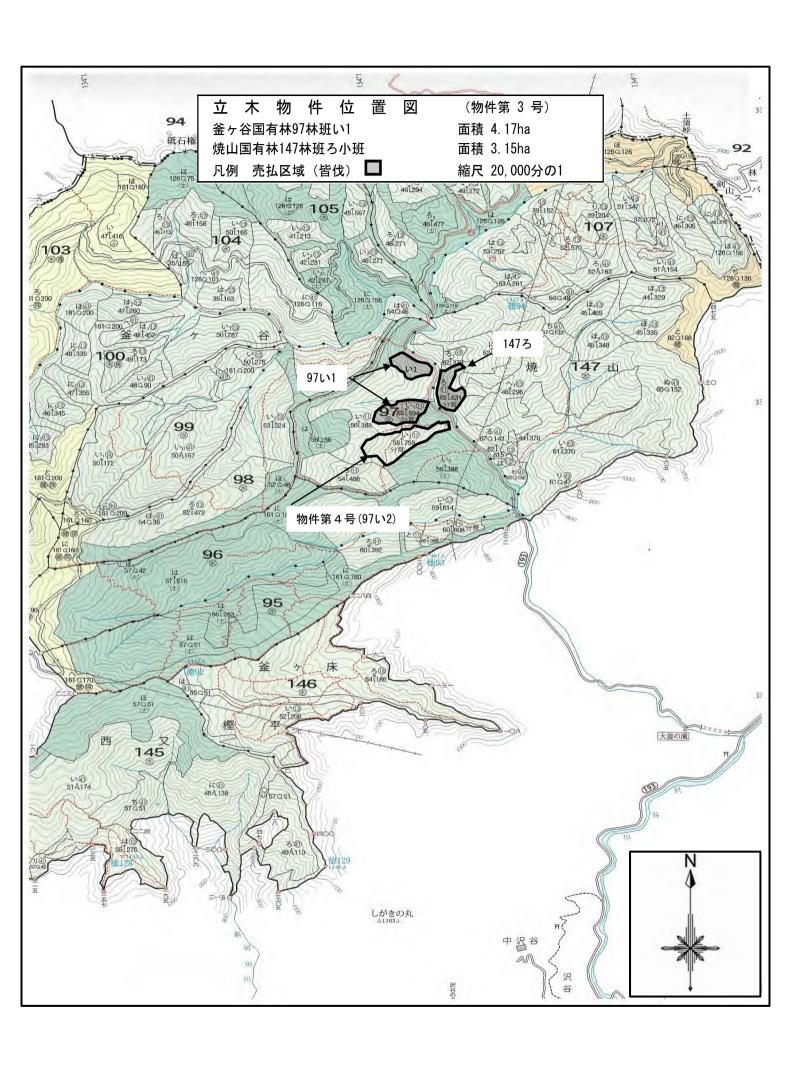
14	<u>(物件</u> l	明細.	)					合	<u>計</u>						7.	32 ha	1														第	3 =	<u> </u>
			7	スギ				Ŧミ			•	ツガ				カヤ			IJ	-クラ			111	ズメ			7	カシ			そ(	D他L	
	直径	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
	Ω		35		0.70																												

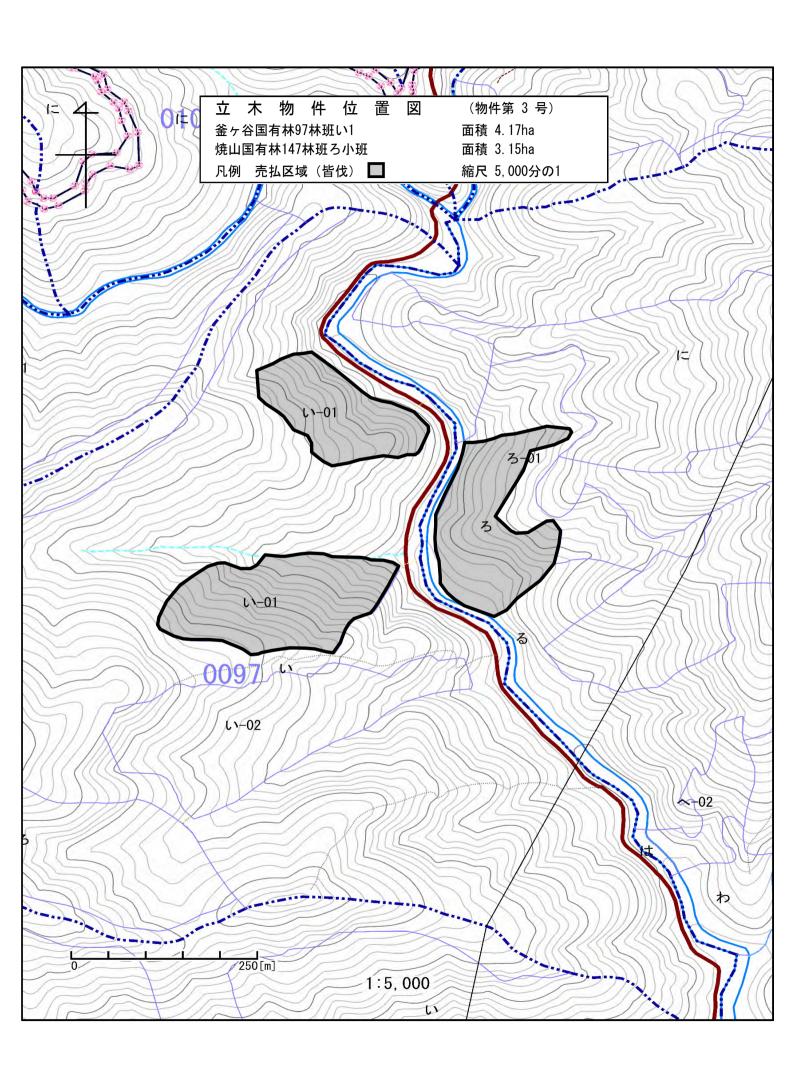
	;	スギ		ŧξ		,	ツガ			カヤ			Ŧ	トクラ		""	ズメ			-	カシ			そ(	の他L	
直径	本 数	材 積	本 数	材	積	本 数	材	積	本 数	材	積	本	数	材積	ŧ	本 数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8	35	0.70																								
10	71	2.84																								
12	123	8.61																								
14	187	20.57																								
16	278	41.70																								
18	298	61.26																								
20	358	96.66																								
22	394	133.96	1		0.30																					
24	453	190.26	1		0.30	1	(	0.25					1	0.1	18									20	!	5.72
26	448	228.48	2		0.73	2	(	0.56								1.00		0.36						18	!	5.94
28	465	283.65				1	(	0.43								1.00		0.48						18		7.26
30	495	349.95	1		0.52	2	-	1.01					1	0.4	10	1.00		0.51		1		0.40		11	!	5.22
32	529	437.58	2		1.04								1	0.4	19	1.00		0.49						7		3.67
34	494	464.36	5		3.57	2	1	1.18																13		8.09
36	452	480.04	1		1.00	1	(	0.73								1.00		0.85						2		1.52
38	423	507.60	1		0.92																			3	:	2.30
40	388	512.16	1		1.56	1	1	1.01																1		0.85
42	294	435.12	3		3.51																					
44	249	403.38	2		2.94				1		0.78															
46	183	325.78	2		2.74																					
48	141	270.85	2		3.53																					
50	84	179.04	2		3.39																			1		1.09
52	31	70.84																								
54	21	51.75	2		4.75																					
56	12	32.74																								
58	4	10.92																								
60	5	15.69	2		5.09																					
62	2	6.11																								
64	5	17.84																								
66	1	3.78																								
68																										
70			1		4.00																					
80			1		3.59																					
計	6,923	5,644.22	32	4	43.48	10	į	5.17	1		0.78		3	1.0	)7	5		2.69		1		0.40		94	4	1.66

7,069 5,739.47

4 <u>(物件</u> 明	月細)		釜ヶ	谷国	有	林97	7林ヨ	班い	1小	班			4.1	7 ha	58	3 年	生											第	3 ₹	<del>1</del>
			ギ			==				クラ				ズメ			の他													
直径	本	数	材 積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8		4	0.08																											
10		11	0.44																											
12		34	2.38																											
14		72	7.92												-															
16	1	39	20.85																											
18	1	66	34.86																											
20		92	51.84												-															
22	2	06	70.04												-															
24	2	27	95.34						1	0	.18					1	_	0.27												
26	2	41	122.91													2		0.60												
28	2	50	152.50												-	2	2	0.84												
30	2	80	201.60		1	(	).52		1	0	.40																			
32	3	03	254.52										1	0.49	)	1	_	0.53												
34		06	287.64		1	(	0.91									2	2	1.27												
36		49	268.92												-															
38		43	291.60																											
40		28	300.96												-															
42	1	75	259.00																											
44	1	44	233.28		1		.51																							
46		09	191.84		1	1	.37								-															
48		82	155.80		1		.48																							
50		48	101.28																											
52		18	40.68																											
54		9	21.87																											
56		9	24.58																											
58		2	5.30																											
60		3	9.43												-				<u> </u>											
62		1	3.02												-				<u> </u>											
64		2	7.06																-		_									
66		1	3.78												-				<u> </u>											
68		-													-		-		<u> </u>											
70		-													╄		-		<u> </u>											
		-													-		-		<u> </u>											
															$\perp$				<u> </u>											
計	3,7	54	3221.32		5	Ę	5.79	<u> </u>	2	0	.58		1	0.49	)	8	3	3.51	<u> </u>							- 1				
																											3,	770	3,23	31.69

物件明 /				<u>有林147林</u> 3 >			; 	3.15 ha		5 年生	_	, _n,				3 号
+ 47		スギ		<b>₹</b> ₹		ツガ		カヤ		ナクラ		ズメ		カシ		の他L
	<u>本</u>	<u>州 頃</u> 0.62	本 剱	材 槓	本 剱	材 預	4 贫	材積	本 剱	材 槓	本 剱	材 槓	本 剱	村 預	本 剱	<u>M</u> 1
8	60	2.40														
10 12	89	6.23														
14	115	12.65														
16	139	20.85														
18	132	26.40														
20	166	44.82														
22	188	63.92	1	0.30												
24	226	94.92	1		1	0.25									19	5
26	207	105.57	2	0.73	2	0.56					1	0.36			16	5
28	215	131.15			1	0.43					1	0.48			16	6
30	215	148.35			2	1.01					1	0.51	1	0.40	11	5
32	226	183.06	2	1.04					1	0.49					6	3
34	188	176.72	4	2.66	2	1.18									11	6
36	203	211.12	1	1.00	1	0.73					1	0.85			2	1
38	180	216.00	1	0.92											3	2
40	160	211.20	1	1.56	1	1.01									1	0
42	119	176.12	3	3.51												
44	105	170.10	1	1.43				0.78								
46	74	133.94	1													
48	59	115.05	1													
50	36	77.76	2	3.39											1	1
52	13	30.16														
54	12	29.88	2	4.75												
56	3	8.16														
58	2	5.62														
60	2	6.26	2	5.09												
62	1	3.09														
64	3	10.78														
66																
68																
70			1	4.00												
80			1	3.59												
計	3,169	2,422.90	27	37.69	10	5.17		1 0.78	1	0.49	4	2.20	1	0.40	86	38
	,	,							•				· · ·			





徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 4 号

2(物件所在地 徳島県那賀郡那賀町大字沢谷 及び国有林名等) 釜ヶ谷国有林97林班い2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.98 ha

5(林齢) 61 年生

### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	5,666	4,469.18	
アカマツ	1	1.46	
Ŧ ŝ	10	9.29	
ツ ガ	2	0.62	
ミズメ	1	0.51	
ケヤキ	3	2.34	
その他 L	12	5.05	
計	5,695	4,488.45	

### 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた毎木調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限の有無及び種類)

水源涵養保安林

# 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

# 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。

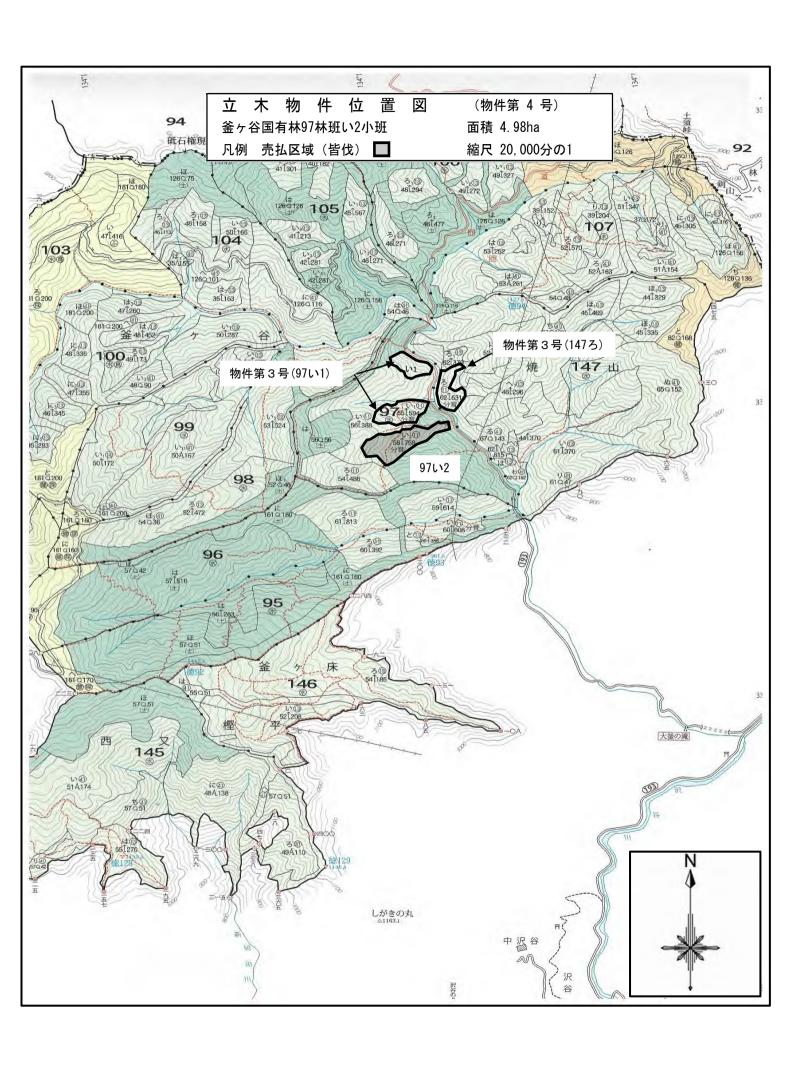
### 12(現地案内)

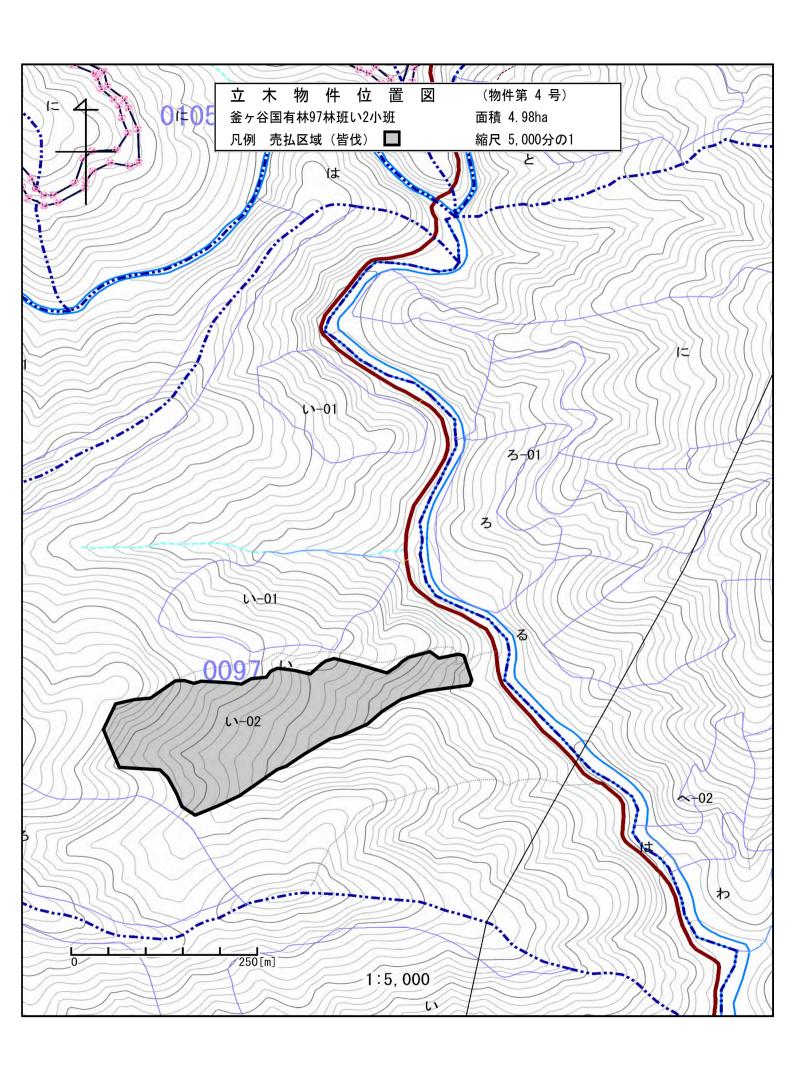
現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。 (徳島森林管理署:088-637-1230)

# 13(その他)

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知のうえ入札してください。

4 <u>(物</u> f	牛明	]細)	釜ヶ	谷国	]有	林97	林班	<u> </u> しい2	小县	圧			4.98	8 ha			61	<u>年生</u>							第	4 5	를
			スギ		アカ	マツ	,		Ŧ	==			ッ	<b>゚</b> ガ			3.	ズメ			ケ	ヤキ			そ	の他に	_
直	径	本 数	材 積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8	}	3	0.06																								
10	0	15	0.60																								
1:	2	29	2.03																								
14	4	51	5.10																								
16	6	108	16.20																								
18	8	139	27.80																								
20	0	234	60.84																								
2:	2	295	97.35						1	0	.28																
24	4	400	160.00						1	0	.22		1	0.	25										2		0.60
20	6	423	207.27						1	0	.44																
28	8	473	274.34										1	0.	37										3		1.14
30	0	514	339.24						1	0	.52						1	0.	51						6		2.69
3	2	602	463.54																								
34	4	517	444.62																		1	0.	59				
36	6	525	530.25						1	0	.67														1		0.62
38	8	386	428.46																		1	0.	80				
40	0	305	375.15		1	1	.46		1	1	.07										1	0.	95				
4:	2	229	318.31						2	2	.56																
44	4	191	290.32																								
46	6	100	171.00						2	3	.53																
48	8	72	133.20																								
50	0	30	60.00																								
52	2	9	20.83																								
54	4	6	14.22																								
56	6	4	10.28																								
58	8	2	5.68																								
60	0	3	9.36																								
62	2																										
64	4	1	3.13																								
60	6																										
68	8																										
70	0																										
				<u> </u>																							
Ē	ł	5,666	4,469.18		1		1.46		10	9	.29		2	0.	62		1	0.	51		3	2.	34		12		5.05
																								5,69	95	4,48	8.45





徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 5 号

2(物件所在地 徳島県海部郡海陽町大字小川 及び国有林名等) 皆ノ瀬国有林117林班い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 3.52 ha

5(林齢) 57 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	4,615	1,650.85	
計	4,615	1,650.85	

### 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた標準地調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- |④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。
- ⑦国道193号線への材の滑落・落石防止対策に務めること。

### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。

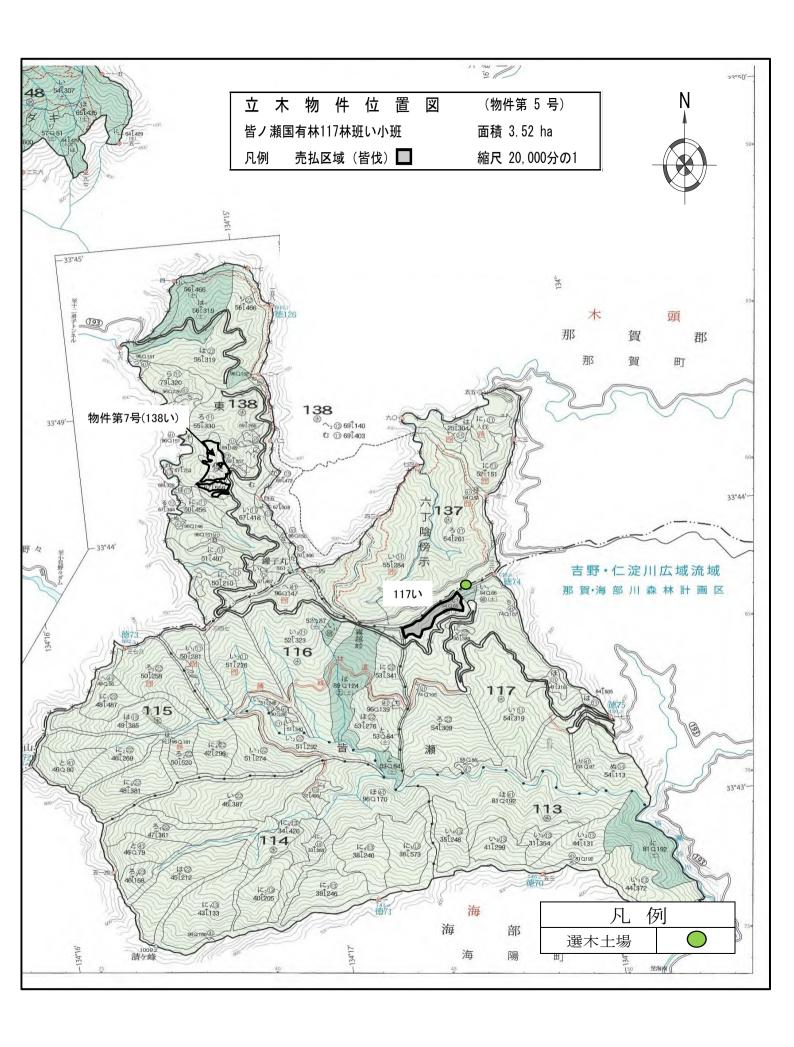
(徳島森林管理署:088-637-1230)

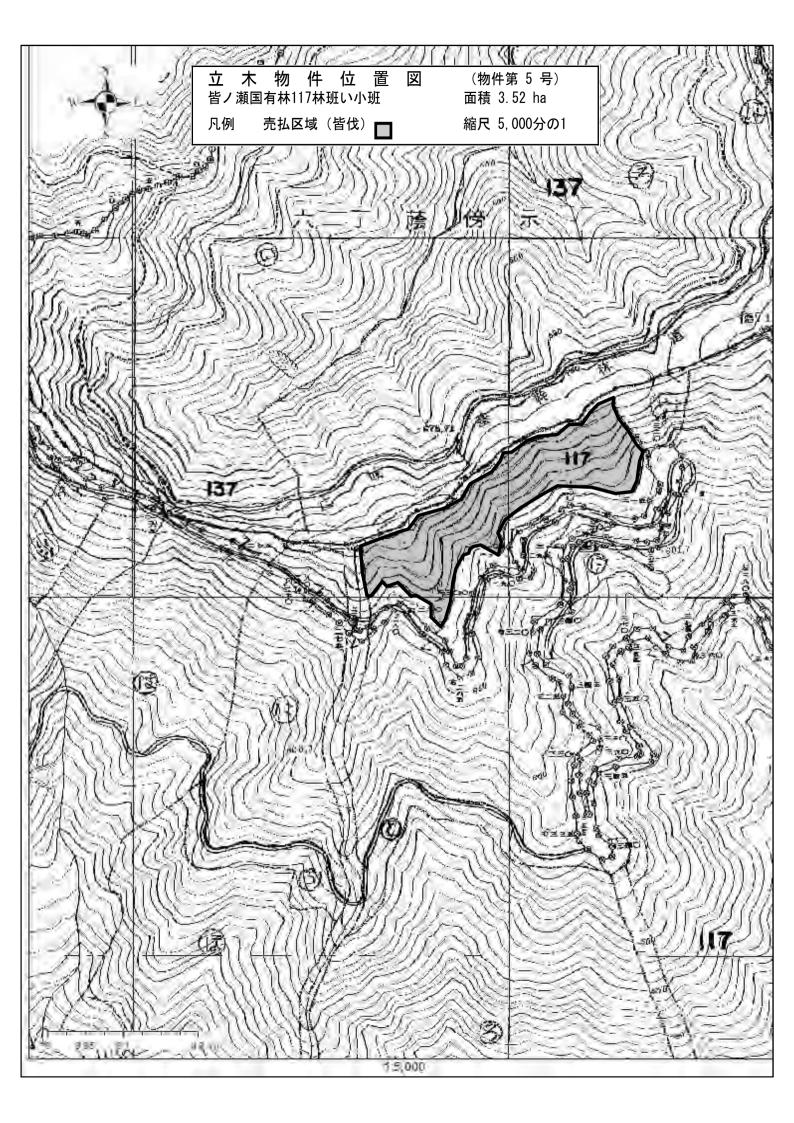
# 13(その他)

この物件については、標準地調査法により得られたデータ(本数・材積)です。

	ス	ギ																				
直径	本 数	材 積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	
10	176	8.10																				
12	352	23.58																				
14	334	33.27																				
16	424	58.08																				
18	493	90.11																				
20	440	108.06																				
22	317	96.62																				
24	475	176.17																				
26	353	162.08																				
28	265	143.46																				
30	387	237.06																				
32	281	198.18																				
34	106	93.63																				
36	124	119.32																				
38	70	79.90																				
40	18	23.23																				
42																						
44																						
46																						
48																						
50																						
52																						
54																						
56																						
58																						
60																						_
62																						
64																						_
66																						_
68																						_
70																						_
																						_
																						_
計	4,615	1650.85																				_

4,615 1,650.85





徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 6 号

2(物件所在地 徳島県那賀郡那賀町

及び国有林名等) 東俣国有林138林班い2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 3.34 ha

5(林齢) 70 年生

6(物件の種類)

•	\   <i>  </i>			
	樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
	スギ	2,785	2,417.87	
	計	2,785	2,417.87	

# 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた標準地調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

# 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。

### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。

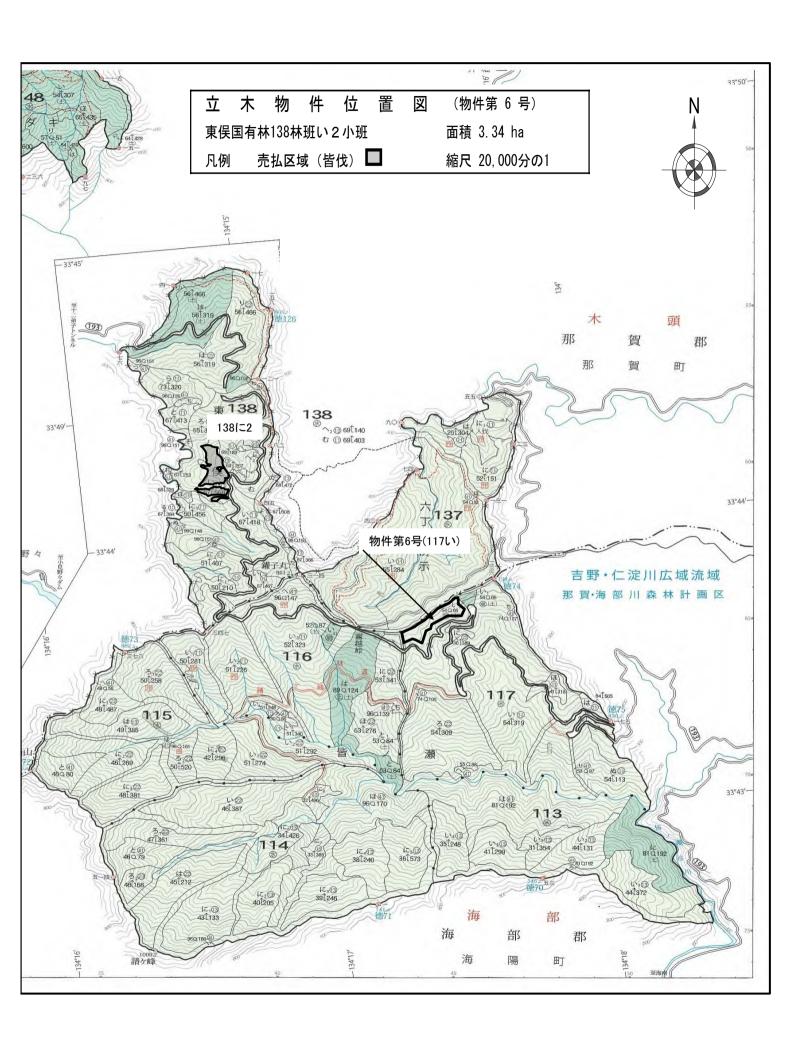
(徳島森林管理署:088-637-1230)

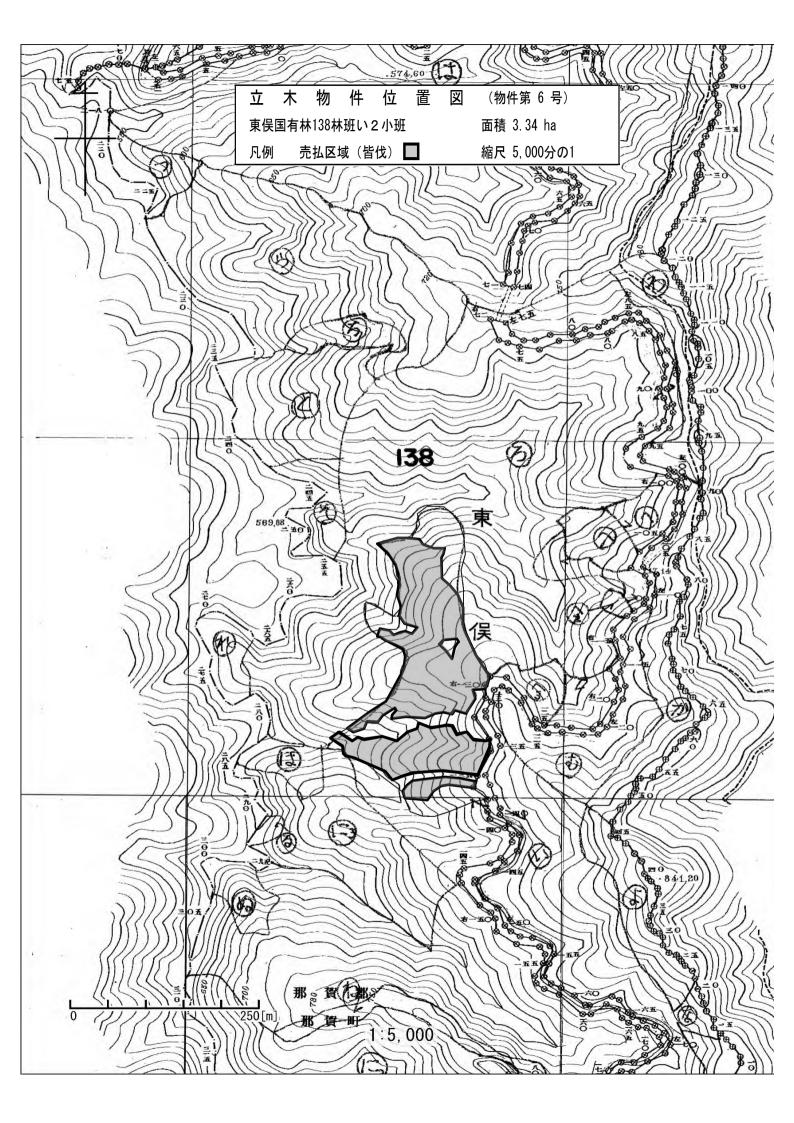
# 13(その他)

|この物件については、標準地調査法により得られたデータ(本数・材積)です。

物件明		スギ	果	.[天]. 	当1月	林13	<u></u> ዕ <b>ተ</b> ላ፤	1	<u> </u>	<u>1)1</u>		I	ა.	34 ha	1	T	/(	) <del>平</del> 1	Ξ	I	弗	6 -	<u>5</u>
 直 径	本 数			木	数	材		木	数	材		木	数	材		木	数	材		木	数	材	_
10	T' 3A	143	'IR	77`	20	1143	1R	77`	34	ניוןי	'IR	771	34	141	'IR	77.	20	112	1R	771	**	717	_
12	36		2.40																				
14																							
16																							
18	54	1	0.17																				
20	129	3	3.64																				
22	129	4	2.70																				
24	92	3	6.97																				
26	129	6	0.81																				
28	203	11	3.86																				
30	351	23	1.79																				
32	314	23	2.53																				
34	296	25	4.34																				
36	296	28	6.87																				
38	166	18	4.65																				
40	111	13	6.41																				
42	111	15	4.15																				
44	148	22	4.76																				
46	148	24	5.46																				
48	36	7	1.35																				
50	18	3	9.00																				
52																							
54																							
56																							
58																							_
60	18	5	6.01																				_
62																							_
64																							
66																							_
68																							_
70								_								<u> </u>				ļ			_
																							_
								-															_
計	2,785	241	7.87																				

2,785 2,417.87





# 愛媛森林管理署入札案内書 (第5回)

〒791-8023 愛媛県松山市朝美2丁目6-32 TEL:089-924-0550

FAX:089-924-0598

入 札 日 時 : 令和7年9月26日(金)実施(10時00分締切 即時開札)

入 札 場 所:愛媛森林管理署 会議室

契約締結期限: 令和7年10月3日(金)

# 売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物	件	所	在	地	樹種	本 数	材	積	備考
第1号	皆伐	愛媛県四国中央市	市新宮町馬:	立 三ツ足	山国有林10	048林班と小班	スギ外	6,479	2,0	390.91	分収造林
第2 <del>号</del>	皆伐	愛媛県南宇和郡勢	愛南町正木	郷城羽後	6山国有林3	081林班は小班	ヒノキ外	11,128	5,	576.52	分収造林
第3号	皆伐	愛媛県南宇和郡勢	愛南町正木	郷城羽後	战山国有林3	081林班は1小班	ヒノキ	5,464	2,3	346.40	分収造林
第4号	皆伐	愛媛県南宇和郡勢	愛南町正木	郷城羽後	战山国有林3	081林班に1小班	ヒノキ外	7,933	3,4	156.02	分収造林
第5 <del>号</del>	皆伐	愛媛県上浮穴郡名	久万高原町i	西谷 猪份	计国有林7	6林班と小班	スギ外	10,067	4,2	238.73	分収造林
第6号	皆伐	愛媛県上浮穴郡名	久万高原町i	西谷 猪份	计国有林7	6林班は2小班	ヒノキ外	5,901	2,2	238.61	
										·	

# (別紙) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

<u>/」1入日1小</u>	に取る負用負に	<u> </u>	<u>\                                    </u>	<u> </u>	ノバスロ	<u> </u>	心女	<u>_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	<b>W//</b> 3	<u> </u>
売払番号	費用負担者数	供	託	者	数		総		数	

愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 愛媛県四国中央市新宮町馬立 及び国有林名等) 三ツ足山国有林 1048林班 と小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 10.13 HA

5(林齢) 54 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	2,853	1,476.15	
ヒノキ	3,309	1,084.00	
モミ	4	3.80	
ツガ	3	0.89	
ク リ	1	0.20	
ミズメ	3	0.66	
サクラ	22	7.16	
センノキ	2	0.88	
ブ ナ	2	0.57	
カシ	1	0.33	
キハダ	1	0.33	
その他L	275	115.50	
低質材L	3	0.44	
計	6,479	2,690.91	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎末調査

8(搬出期間) 以内 36ヶ月

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

シカ防止対策(ニホンジカ)

#### 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示 に従うこと。

# 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。

- ① 原山 ス 坪 へ は 必 女 取 小 阪 に こ と め る こ と。 ② 周 辺 の 林 木 を 損傷しない 方 法 と す る こ と。 ③ 高 山 植 物 の 保 護、 そ の 他 環 境 の 保 全 に 十 分 注 意 す る こ と。 ④ 道 路 及 び 歩 道 等 の 安 全 通 行 に 支 障 の な い 集 材 設 備 お よ び 作 業 方 法 に よ り 実 行 す る こ と。 ⑤ 末 木 枝 条 等 の 整 理 お よ び 盤 台 跡 地 を 原 状 回 復 す る こ と。 ⑥ ま 地 保 会 河 川 浜 澤 性 ル 笠 に 変 し え こ し
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧民有林地内を使用して搬出を行う場合は、支障木代金、土地の利用料について予め地権者と 協議をおこないその指示に従うこと。
- ⑨当該物件の保安林での皆伐限度面積が10haであるため順守すること。

#### 12(現地案内)

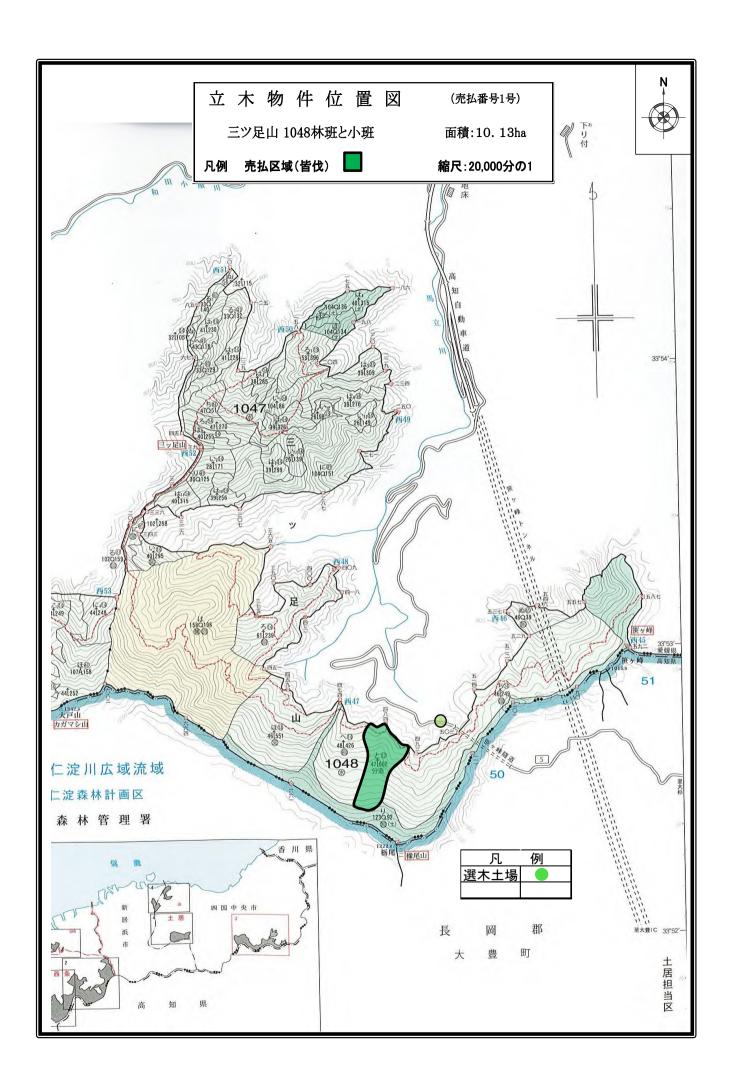
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へ お問い合わせください。

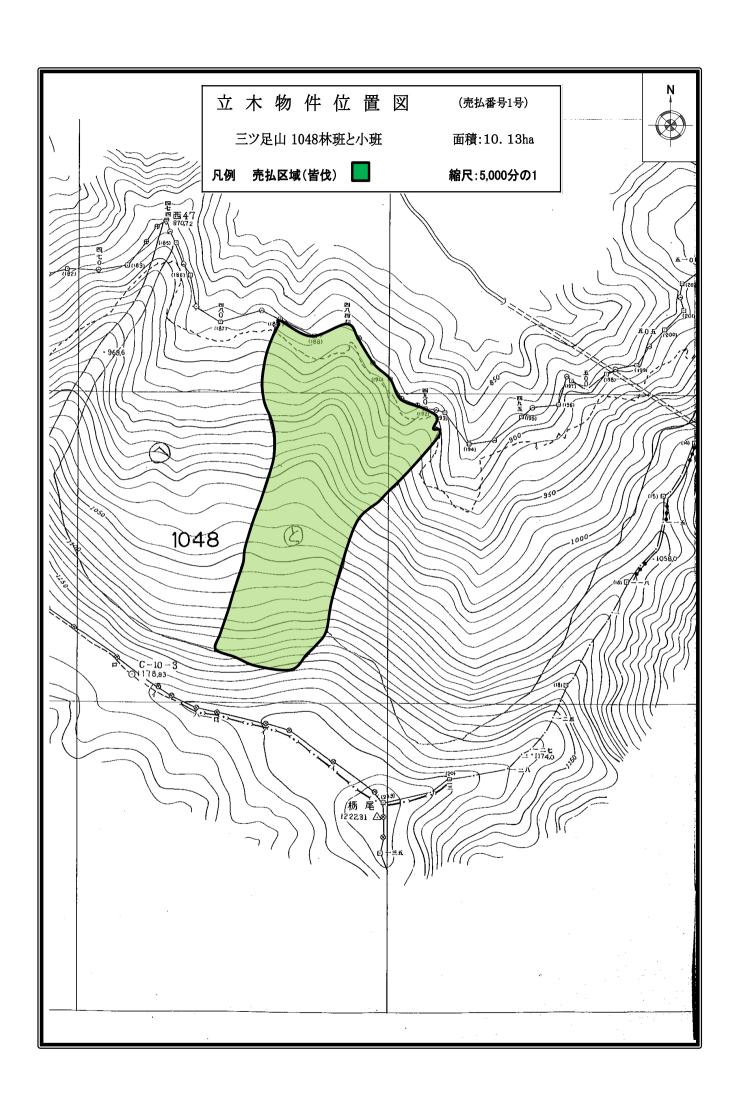
#### 13(その他)

/		スギ	1	こノキ	4	===	**)	'ガ	,	, וי	'ii	ズメ	+	クラ	+>	ノキ	7	゚ナ	<i>†</i> 1	シ	+,	ハダ	7(	の他L	低質	質材
5径				材積																						
8	, ,,,		1			,,,,,,,,					, ,,,				, ,,,,,	,,,,,,,,	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		.,,		
10			5																							
12	6	0.42	25																						1	0.
14	15	1.50	61	5.92																						
16	35	4.55	108	13.87																						
18	80	13.60	203	30.52																						
20	141		330																						1	(
22	194	50.44		121.87			1	0.20																	1	
24	259			171.43					1	0.20	2	0.40	9	1.80			1	0.20					69	13.80		
26		127.68		195.84			1	0.29				0.26		1.56	1	0.26								16.64		
28	399			202.36				0.40						0.66					1	0.33	1	0.33		12.54		
30		190.74		119.05										0.37			1	0.37					21	7.77		Ī
32		179.80												0.45									12			Ī
34		161.47	70											0.50									14	7.00		Ī
36	159				1	0.67								0.62	1	0.62							13	8.06		Ī
38	104					0.79																	6	4.20		Ī
40	84		4			0.80																		11.05		
42	58		4																				8	7.52		Ī
44	24																						4	4.28		Ī
46	15												1	1.20									3	3.42		
18	10																						5	6.40		Ī
50	4	6.92																					1	1.32		Ī
52	3																						2	2.90		Ī
54	1	2.14																								
56	1	2.05			1	1.54																	1	1.56		
58																										Ī
60																							1	1.64		
62																										
64																										
66																										
68																										Ī
70																										Ī
																										Ī
																										ĺ
<u>=</u> +	2 252	1 476 15	3 300	1,084.00	4	3.80	2	0.89	1	0.20	3	0.66	22	7.16	2	0.88	2	0.57	1	0.33	1	0.33	275	115.50	2	(

6,479

2,690.91





愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 愛媛県南宇和郡愛南町正木

及び国有林名等) 郷城羽後山国有林 3081林班は小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 10.07 ha

5(林齢) 55 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1,805	1,314.39	
ヒノキ	9,071	4,172.13	
その他L	180	76.68	
低質材L	72	13.32	
計	11,128	5,576.52	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

羽後山林道の使用車両は11t以下の車両とします。(ホイルベース5.5m以下) 市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示 に従うこと。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

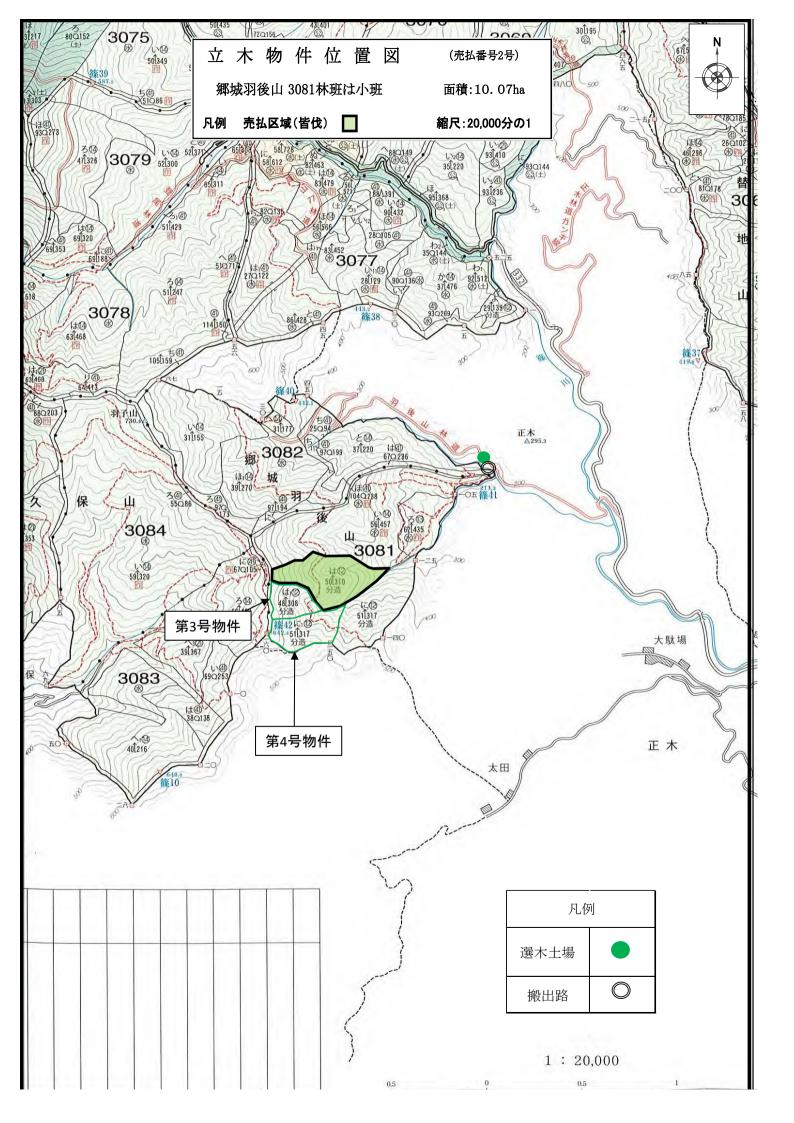
# 12(現地案内)

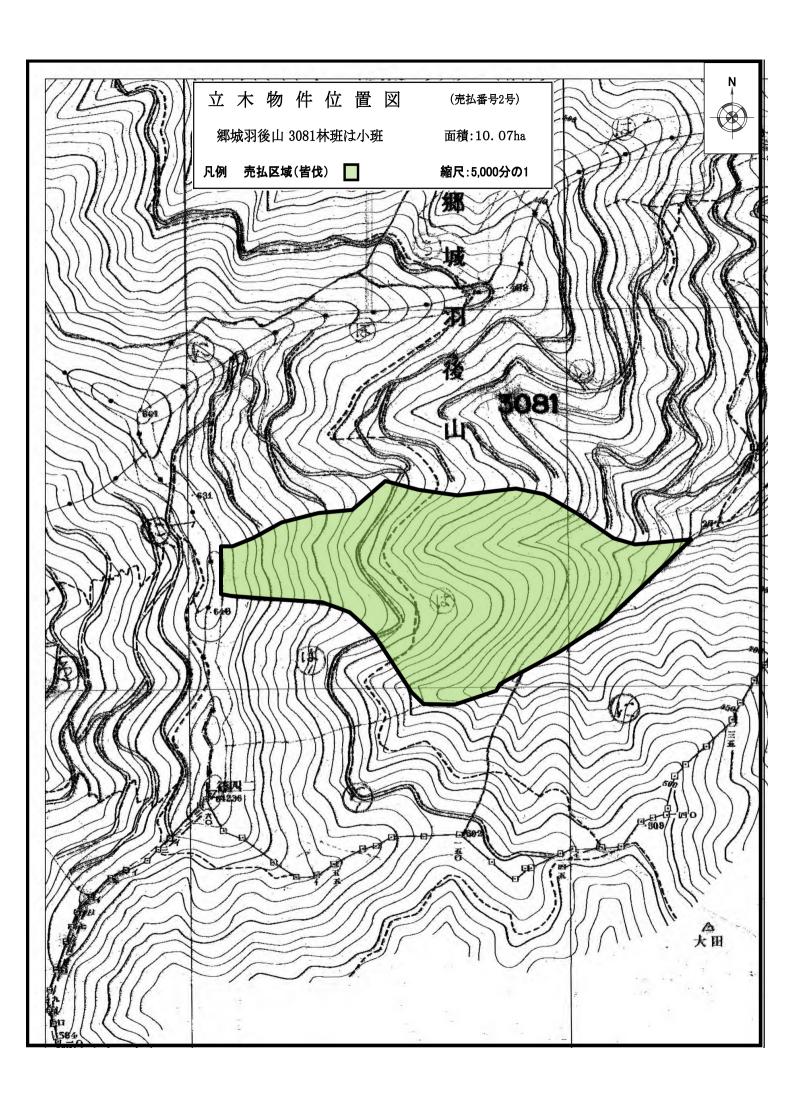
現地案内を希望される方は南宇和森林事務所もしくは愛媛森林管理署業務グループへお問い合わせをお願いいたします。

#### 13(その他)

14 <u>(物件明</u>	細)	郷城羽	7後山国	有林 308	1林班は	小班	10.0	)7 HA	55	年生			第	2 号
	7	スギ	۲	ノキ	その	D他L	低質	質材L						
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10														
12														
14			114	11.40										
16	19	3.04	152	21.28										
18	56	11.20	515	97.85										
20	130	35.10	610	152.50			54	9.54						
22	111	37.74	1,334	440.22			18	3.78						
24	56	23.52	1,353	514.14	54	13.50								
26	260	127.40	1,505	662.20	54	19.62								
28	186	107.88	1,201	636.53										
30	241	159.06	953	571.80	36	13.86								
32	167	128.59	591	419.61										
34	111	95.46	305	237.90										
36	223	225.23	267	229.62	18	16.20								
38	37	42.92	114	114.00	18	13.50								
40	76	99.94	38	41.42										
42	19	27.36	19	21.66										
44	56	86.21												
46	38	68.59												
48	19	35.15												
50														
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
-														
=1	1 005	101100	0.074	4 1 7 0 1 0	400	70.00	7.0	10.00						
計	1,805	1,314.39	9,071	4,172.13	180	76.68	72	13.32						

11,128 5,576.52





愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 3 号

2(物件所在地 愛媛県南宇和郡愛南町正木

及び国有林名等) 郷城羽後山国有林 3081林班は1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 3.80 ha

5(林齢) 53 年生

#### 6(物件の種類)

(1)311 1230)			
樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
ヒノキ	5,464	2,346.40	
計	5,464	2,346.40	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

羽後山林道の使用車両は11t以下の車両とします。(ホイルベース5.5m以下) 市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示 に従うこと。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

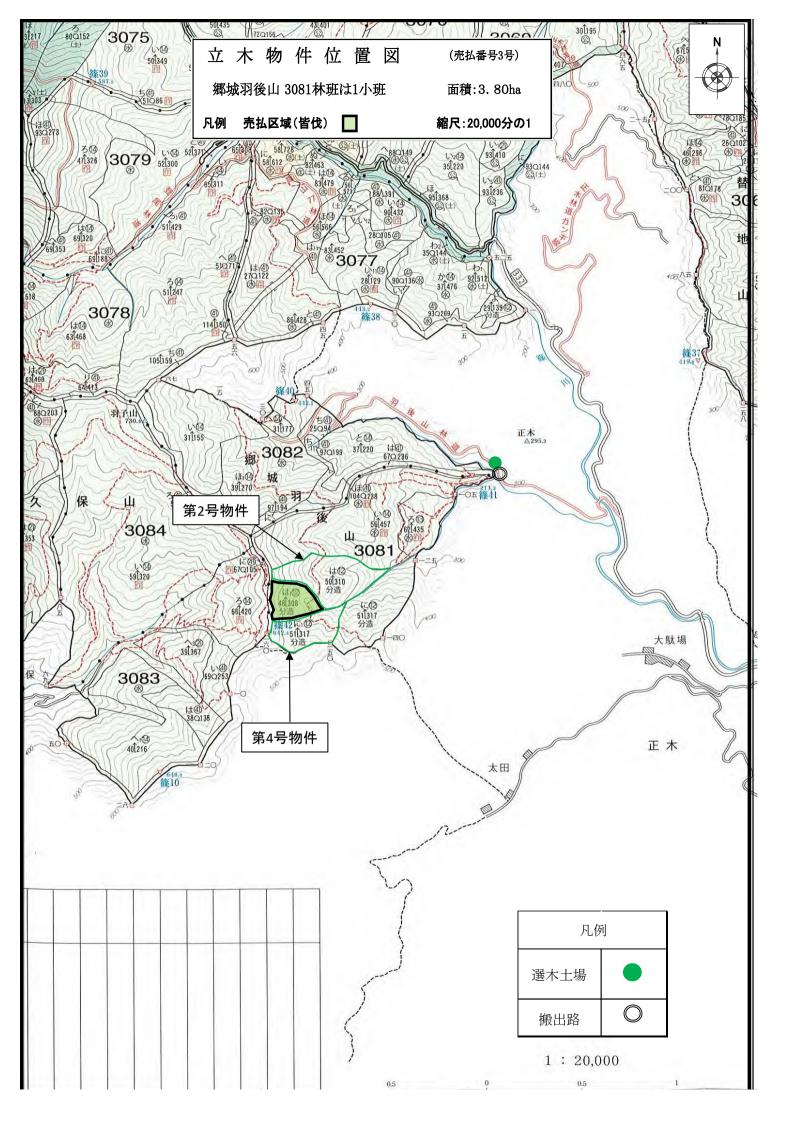
# 12(現地案内)

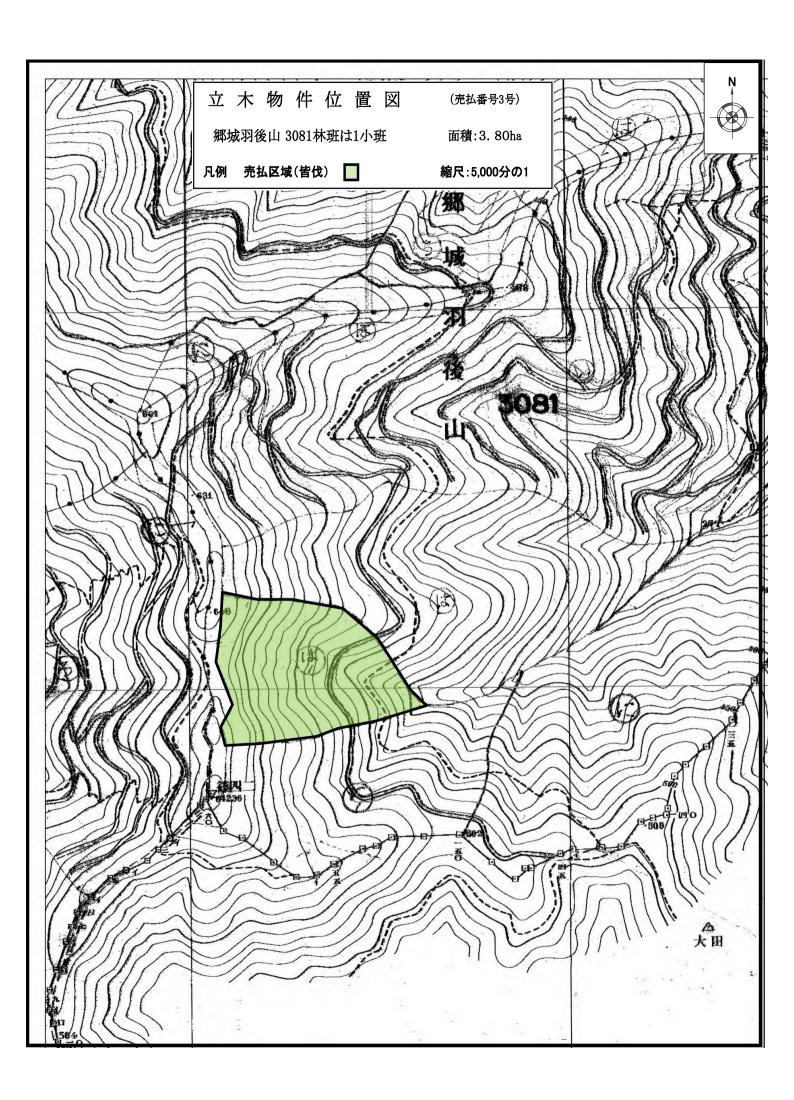
現地案内を希望される方は南宇和森林事務所もしくは愛媛森林管理署業務グループへお問い合わせをお願いいたします。

#### 13(その他)

14(物件	明細)	郷城羽後	山国	国有	林	308	1林	班に	‡1小	班		3.80	) HA	١		53 :	年生							第	3 号	-
	۲	ノキ																								
直径	本 数		本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8																										
10																										
12																										
14	18	2.16																								
16	198	27.72																								
18	413	78.47																								
20	575	143.75																								
22	935	308.55																								
24	1,060	424.00																								
26	683	314.18																								
28	719	395.45																								
30	288	181.44																								
32	341	252.34																								
34	108	89.64																								
36	72	65.52																								
38	36	39.60																								
40																										
42	18	23.58																								
44																										
46																										
48																										
50																										
52																										
54																										
56																										
58																										
60																										
62																										
64																										
66																										
68																										
70																										
計	5,464	2,346.40																								

5,464 2,346.40





愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 4 号

2(物件所在地 愛媛県南宇和郡愛南町正木

及び国有林名等) 郷城羽後山国有林 3081林班に1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.98 ha

5(林齢) 56 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	203	187.23	
ヒノキ	7,573	3,220.70	
アカマツ	30	14.50	
カシ	40	14.90	
サクラ	10	4.00	
その他L	19	5.70	
低質材L	58	8.99	
計	7,933	3,456.02	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

羽後山林道の使用車両は11t以下の車両とします。(ホイルベース5.5m以下) 市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示 に従うこと。

### 11(特記事項)

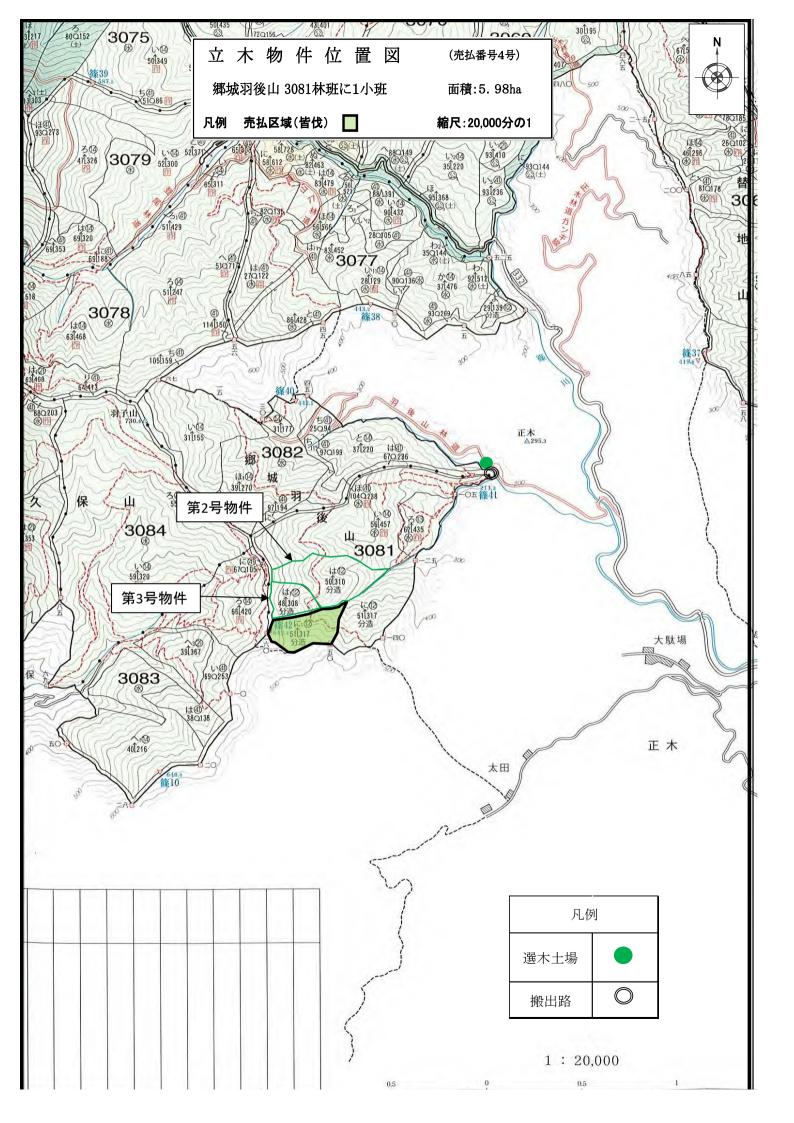
- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

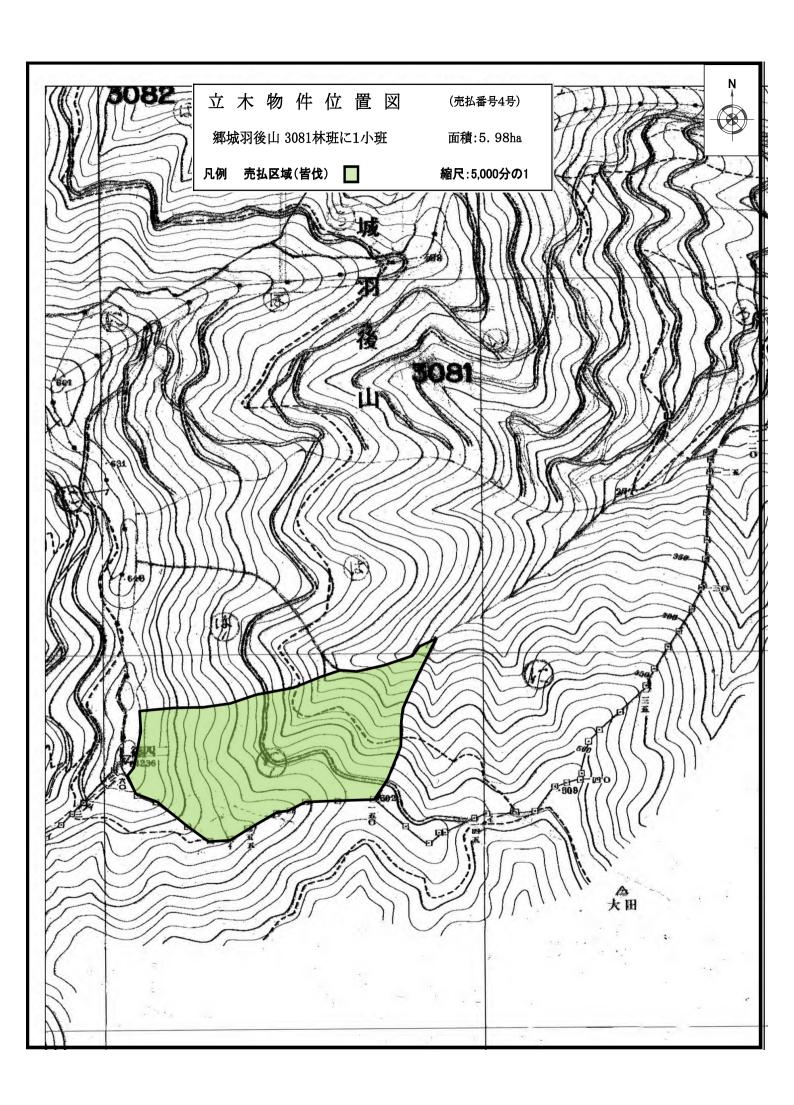
# 12(現地案内)

現地案内を希望される方は南宇和森林事務所もしくは愛媛森林管理署業務グループへお問い合わせをお願いいたします。

#### 13(その他)

4(物件明	(物件明細) 郷城羽後山国有林 3			有林 308	1林班に	1小班	5.9	98 HA	56	年生			第	4 号
	7	スギ		ニノキ	アフ	カマツ		カシ	+	-クラ	そ(	の他L	低質	質材L
直径	本 数	材積	本数	材積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10			2	0.50										
12			3	2.80										
14			2	2.50										
16			22	29.77										
18			59	106.20										
20	8	2.4	0 81	204.75									29	4.05
22	16	6.3	32 99	306.90									29	4.94
24	24	9.6	0 1,02	391.02	10	1.70								
26			1,27	586.96										
28			1,20	636.00							19	5.70		
30	16	11.2	8 68	432.18			20	6.30	10	4.00				
32	54	46.2	27 34	243.53			20	8.60						
34			15:	118.56										
36	23	24.2	28 13	121.03	10	6.50								
38	30	36.6	30 3	38.00										
40	16	21.	<b>'</b> 6											
42	8	11.8	34		10	6.30								
44														
46														
48	8	16.8	88											
50														
52				1										
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
				<u> </u>										
計	203	187	23 7,57	3,220.70	30	14.50	40	14.90	10	4.00	19	5.70	58	8.99
													7,933	3,456.02





愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 5 号

2(物件所在地 愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷 及び国有林名等) 猪伏山国有林76林班と小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 6.89 ha

5(林齢) 56 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	4,476	2,277.38	
ヒノキ	5,472	1,935.85	
低質材N	17	1.87	
ミズメ	17	5.78	
その他L	17	5.27	
低質材L	68	12.58	
計	10,067	4,238.73	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

鳥獣保護区(普通地域)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

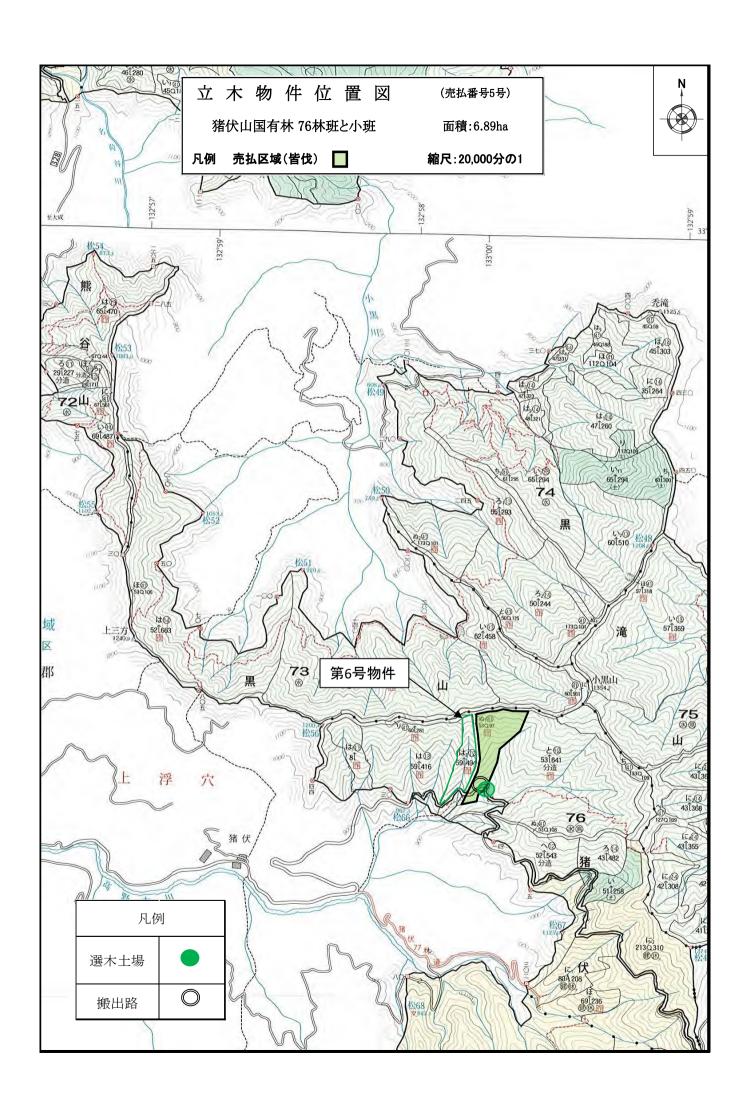
# 12(現地案内)

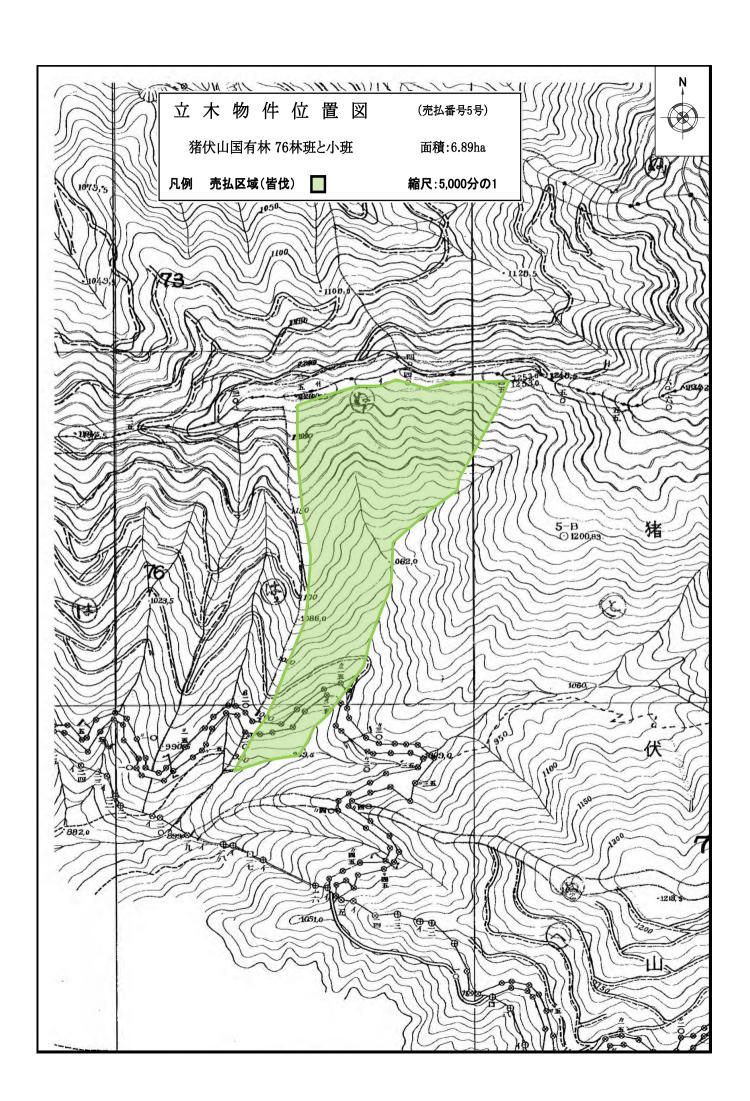
現地案内を希望される方は上浮穴・川内森林事務所もしくは愛媛森林管理署業務グループへお問い合わせをお願いいたします。

#### 13(その他)

14(物件6	明細)	猪鱼	伏山国:	有林76林迅	肝上小刊	ļ <del>ī</del>	6.8	9 ha	56	年生			鉾	5 5 <del>5</del>	=
		スギ		ンキ		<del>·</del> 〔材N		ズメ		<del>· · · · ·</del> D他L	低質	質材L			<i>-</i>
直径				材積									本 数	材	 積
8															
10			71	2.13											
12	19	1.33	183	12.30											
14	74	7.40	237	25.39											
16	258	37.68	367	53.52											
18	389	77.80	444	93.24	17	1.87									
20	537	144.63	607	148.86							68	12.58			
22	482	170.93	1,054	347.82											
24	611	267.76	812	307.03					17	5.27					
26	629	327.71	573	263.58			17	5.78							
28	424	255.66	570	299.04											
30	259	185.40	333	209.79											
32	166	137.64	111	78.81											
34	369	344.06	55	42.90											
36	111	118.62	37	31.82											
38	36	40.86													
40	56	76.16	18	19.62											
42	19	28.12													
44	37	55.62													
46															
48															
50															
52															
54															
56															
58															
60															
62															
64															
66															
68															
70															
72															
74															
76															
78 80															
82															
<u>82</u> 計	4,476	2 277 32	5 472	1,935.85	17	1.87	17	5.78	17	5.27	62	12.58			
計	4,4/6	2,277.38	5,4/2	1,935.85	1/	1.87	17	5.78	1/	5.27	68	12.58			

10,067 4,238.73





愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 6 号

2(物件所在地 愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷 及び国有林名等) 猪伏山国有林 76林班は2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.42 ha

5(林齢) 62 年生

### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1,086	925.50	
ヒノキ	4,764	1,302.74	
その他L	17	3.74	
低質材L	34	6.63	
計	5,901	2,238.61	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

鳥獣保護区(普通地域)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

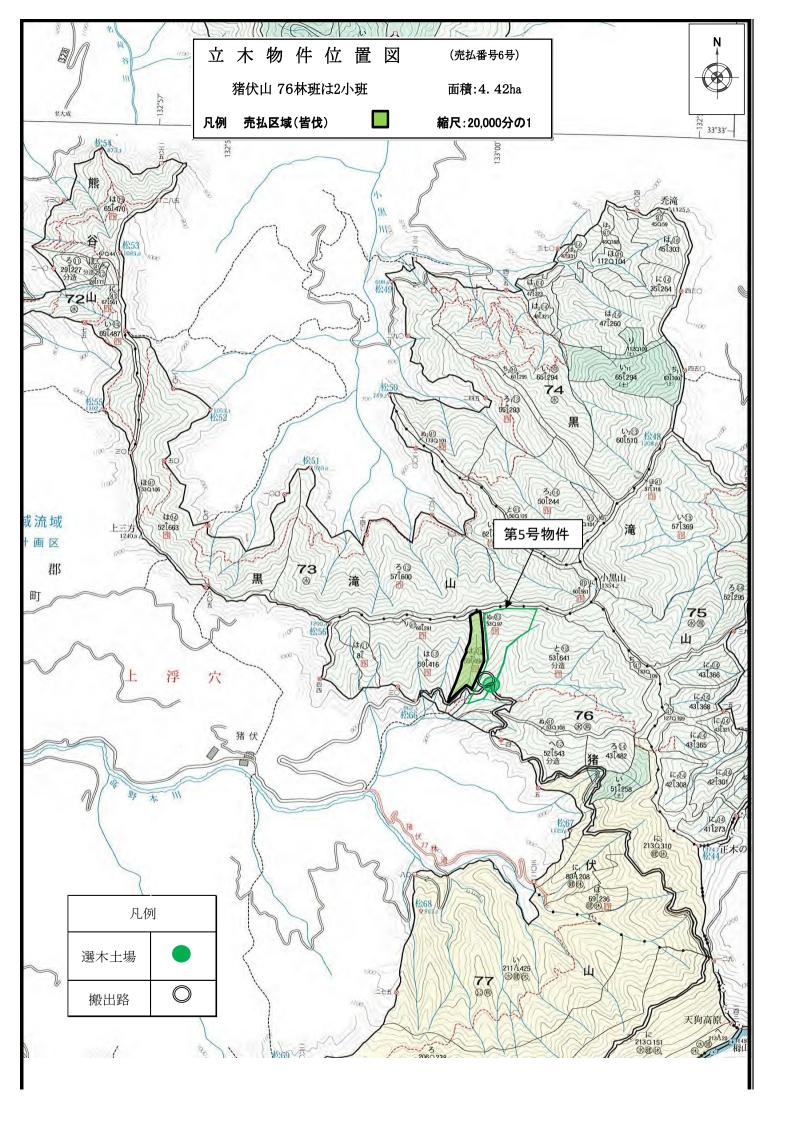
# 12(現地案内)

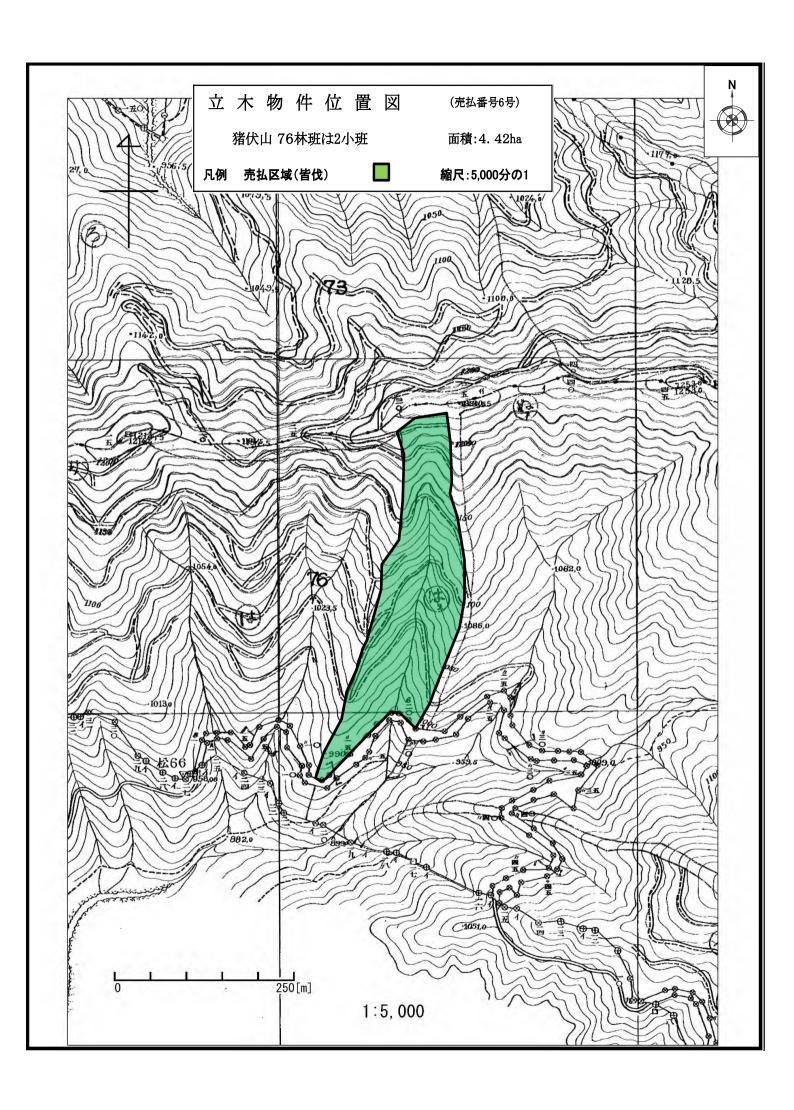
現地案内を希望される方は上浮穴・川内森林事務所もしくは愛媛森林管理署業務グループへお 問い合わせをお願いいたします。

# 13(その他)

別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

物件明				林 76林				2 HA	62	第 6 号				
		スギ		ノキ		D他L		質材L						Τ
	本 数	材 積	本 数	材積	本 数	材積	本 数	材積	本 数	材積	本 数	材積	本 数	材
8														┼
10			18											<del>                                     </del>
12			92	6.08										-
14			295	28.20										-
16			221	27.46										-
18			608											-
20			1,158				34	6.63						-
22	57	21.47	754											-
24			828		17	3.74								+-
26	112	56.38	422											+-
28	131	79.23	185	88.80										+-
30	188	128.61	110											+-
32	168	130.68	73	51.65										+-
34	112	102.32												-
36	112	117.39												-
38	75	83.50												-
40	56	70.36												+-
42	19	29.07												_
44	10	20.40												+-
46	19	32.49												+-
48	37	74.00												+-
50 52														+
54														+-
56														t
58														T
60														T
62														T
64														T
66														1
68														1
70														
														<u> </u>
計	1,086	925.50	4,764	1,302.74	17	3.74	34	6.63						





# 四万十森林管理署入札案内書

(第5回)

〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内1707-34 TEL: 0880-34-3155

入 札 日 時:令和7年9月25日(木)実施(14時00分締切 即時開札)

入 札 場 所:四万十森林管理署 3階会議室

契約締結期限:令和7年10月2日(木)

# 売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考
第1号	皆伐	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林 95 林班い小班	スギ外	18, 089	12, 265. 92	分収育林
第 2 号	皆伐	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林 95 林班い 1 小班	ヒノキ外	9, 430	5, 052. 76	分収育林
第3号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町窪川中津川 森ヶ内山国有林 3026 林班ろ 1 小班	スギ外	11, 062	3, 894. 24	分収育林
第 4 号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町窪川中津川 森ヶ内山国有林 3027 林班ろ 1 小班	ヒノキ外	13, 878	5, 415. 33	分収育林
第5号	皆 伐	高知県四万十市西土佐藤の川 森房子官行造林1林班い小班	ヒノキ外	24, 414	9, 587. 24	官行造林
第6号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町折合 西村佳子官行造林 1 林班い小班	ヒノキ外	51, 832	25, 468. 30	官行造林
第7号	皆 伐	高知県高岡郡中土佐町上ノ加江 橋ヶ谷山国有林 3088 林班へ小班	ヒノキ外	5, 158	2, 681. 56	分収造林
第8号	皆 伐	高知県須崎市上分 朴ノ川山国有林 3208 林班ろ小班	ヒノキ外	8, 952	2, 639. 03	分収造林
第9号	皆伐	高知県高岡郡四万十町下津井 足川山国有林 4032 林班い小班	スギ外	5, 896	4, 022. 69	

# <u>分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要と</u>する人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数		
第1号	37 名	0	204. 24 🏻		
第2号	12 名	0	106.71 □		
第3号	39 名	0	141.04 🗆		
第4号	57 名	0	137.55 □		

# 入札結果一覧

入札	5 翟	<b>香札</b>	4 習	昏札	3 ₹	番札	2 看	香札	1 看	備 考	
人員	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	)佣 <i>行</i>
											第1号
											第2号
											第3号
											第4号
											第5号
											第6号
											第7号
											第8号
											第9号

四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 高知県幡多郡黒潮町湊川 及び国有林名等) 足川山国有林 95林班 い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 16.50 ha

5(林齢) 68 年生

# 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	7,802	7,191.52	
ヒノキ	9,518	4,595.23	
アカマツ	223	211.25	
カシ	29	12.02	
サクラ	31	16.04	
その他 L	486	239.86	
計	18,089	12,265.92	

# 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

#### 10(運搬路(林道)の通行制限)

湊川林道の使用車両は8t車以下、ホイールベース4.5m以下とします。 また、県道55号線による搬出の場合の使用車両については、県道55号線は10t車以下、ホイールベース4.5m以下とし、森林作業道は4t車以下、ホイールベース4.3m以下とします。

### 11(特記事項)

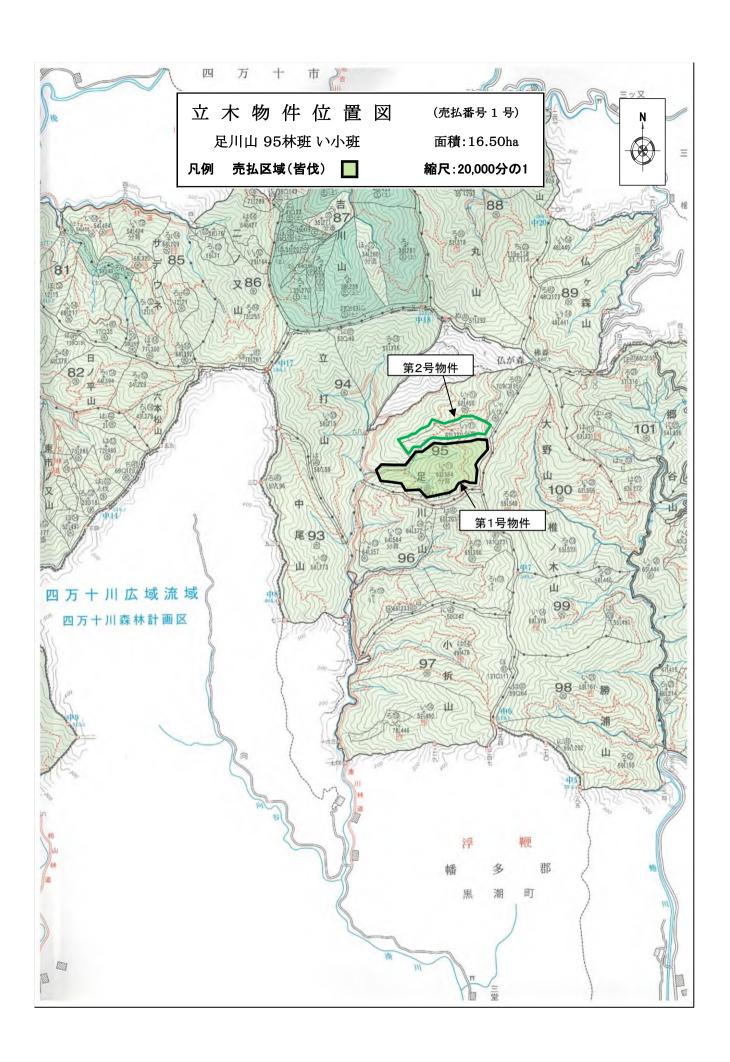
- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

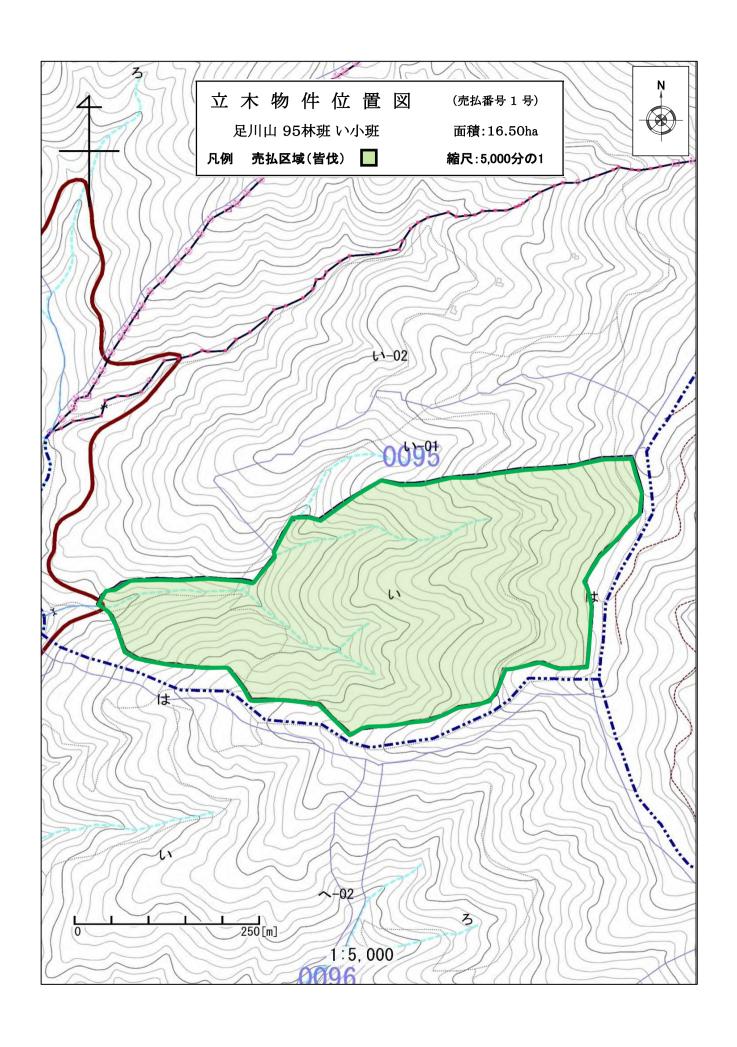
#### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は浮鞭森林事務所へ問い合わせください。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 浮鞭森林事務所:0880-43-1177)

### 13(その他)

物件明			川山国有		16			68 4		第1号				
	ス	ギ		ノキ	アカ	マツ		カ	<u>シ</u>		サク	<del>לל</del>	- 7	で他L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材積	本 娄	女	材 積	本	数	材積	本 数	材料
8	2	0.04	15	0.30										
10	14	0.56	20	0.80				_						
12	40	3.20	31	2.17										
14	149	17.88	153	15.30										
16	291	52.38	506	75.90				_						
18	403	96.72	850	187.00										
20	505	161.60	1,082	302.96	1	0.19								
22	588	229.32	1,207	434.52	3	0.77								
24	594	285.12	1,163	488.46	9	2.67		5	1.48		5	1.57	107	31
26	571	314.05	1,089	555.39	8	2.72		5	1.84		9	3.07	93	33
28	636	419.76	1,030	597.40	17	7.13		8	3.00		2	0.96	74	31
30	586	457.08	865	579.55	12	5.64		5	2.40		5	2.41	58	28
32	559	491.92	587	457.86	12	6.96		4	2.12		4	2.64	46	25
34	499	508.98	392	341.04	15	9.77					2	1.54	30	19
36	420	470.40	256	245.76	28	19.72		2	1.18		1	0.71	27	19
38	361	462.08	145	152.25	15	11.99					1	1.04	21	17
40	304	440.80	72	82.80	16	15.46					1	0.95	14	13
42	234	369.72	31	40.61	14	14.45					1	1.15	5	4
44	221	388.96	17	24.31	19	21.84							4	. 5
46	202	393.90	7	10.85	10	12.22							3	3
48	160	337.60			14	20.46							2	. 2
50	147	341.04			10	16.36								
52	69	171.81			6	9.50							1	1
54	58	157.76			4	8.13								
56	66	192.06			1	1.77							1	1
58	35	108.50			2	4.45								
60	34	112.20			4	10.89								
62	28	99.89			1	2.68								
64	11	40.99												
66	5	19.58												
68	4	16.40												
70	2	9.36			1	2.66								
72	2	9.85			1	2.82								
74	2	10.01												
計	7,802	7,191.52	9.518	4,595.23	223	211.25	2	29	12.02		31	16.04	486	239





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 高知県幡多郡黒潮町湊川

及び国有林名等) 足川山国有林 95林班 い1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 6.50 ha

5(林齢) 67 年生

## 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	2,926	2,375.74	
ヒノキ	6,456	2,642.28	
アカマツ	12	17.08	
カシ	2	0.91	
サクラ	3	1.41	
その他L	31	15.34	
計	9,430	5,052.76	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

湊川林道の使用車両は8t車以下、ホイールベース4.5m以下とします。 また、県道55号線による搬出の場合の使用車両については、県道55号線は10t車以下、ホイールベース4.5m以下とし、森林作業道は4t車以下、ホイールベース4.3m以下とします。

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

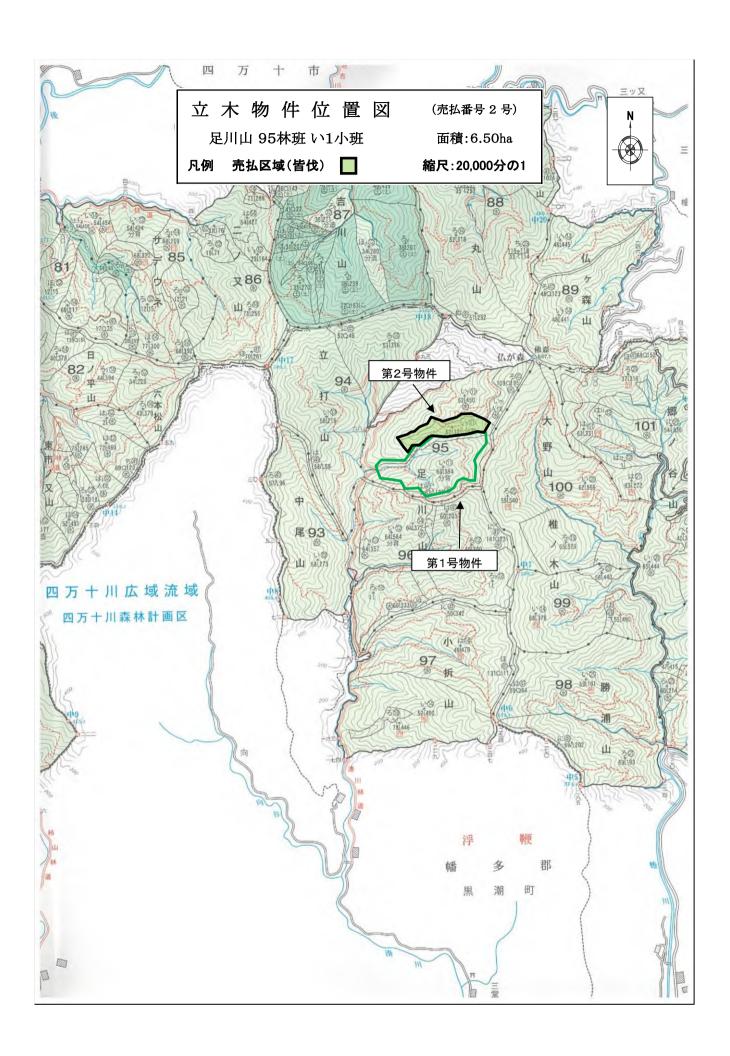
#### 12(現地案内)

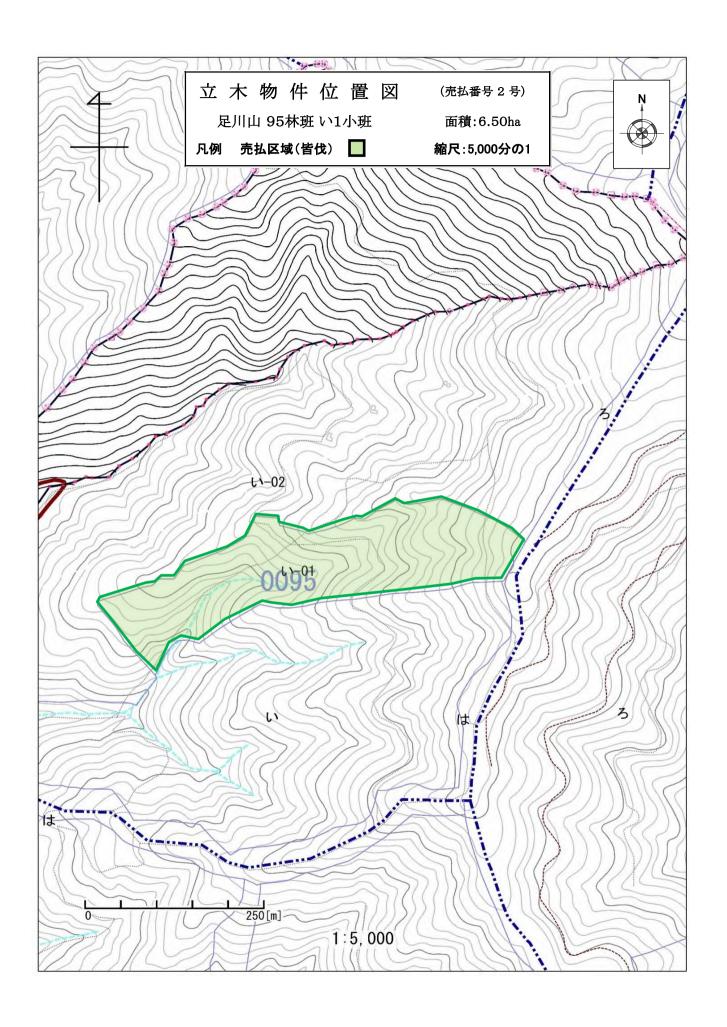
現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は浮鞭森林事務所へ問い合わせください。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 · 浮鞭森林事務所:0880-43-1177)

## 13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

物件明	細)	足川	山国有 <sup> </sup> 	林 95林	班 い1 <u>/</u>	N班		6.50	) ha	67 :	年生	1	第	2 号
	ス	ギ	ᆫ.	ノキ	アカ	マツ		カ	シ	サ	クラ		そ(	の他L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本	数	材 積	本 数	材系	本 娄	汝	材系
8														
10	7	0.28	4	0.16										
12	27	1.89	41	3.28										
14	59	6.49	241	28.92										
16	117	18.72	523	83.68										
18	146	30.66	743	163.46										
20	224	64.96	953	266.84										
22	220	79.20	893	303.62										
24	240	105.60	862	362.04	1	0.47		1	0.29			1	3	4
26	235	124.55	678	332.22						2	0.7	0	1	C
28	239	145.79	569	330.02									1	0
30	238	171.36	428	299.60									6	3
32	214	179.76	239	186.42									4	2
34	188	184.24	150	136.50										
36	165	184.80	68	68.00				1	0.62	1	0.7	1	4	3
38	134	166.16	32	35.20									1	C
40	115	161.00	19	23.94	1	0.94							1	C
42	82	129.56	10	13.70	1	1.08								
44	61	107.36	3	4.68	2	2.24								
46	54	102.60			1	1.48								
48	66	139.26			2	2.85								
50	26	60.32			1	1.34								
52	24	59.76			1	1.61								
54	13	35.36												
56	6	17.46												
58	9	28.44			2	5.07								
60	5	16.85												
62	1	3.64												
64	4	15.38												
66														
68	2	8.79												
70	1	4.80												
72	2	9.77												
78	1	5.38												
80	1	5.55												
計	2,926	2,375.74	6,456	2,642.28	12	17.08		2	0.91	3	1.4	1 :	31	15
				·			•					9,43		5,052





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 3 号

2(物件所在地 高知県高岡郡四万十町窪川中津川 及び国有林名等) 森ヶ内山国有林 3026林班 ろ1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 6.86 ha

5(林齢) 63 年生

## 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	3,754	1,996.30	
ヒノキ	7,280	1,884.84	
アカマツ	6	3.75	
ŧξ	1	0.77	
ツガ	1	0.28	
サクラ	2	0.61	
その他L	18	7.69	
計	11,062	3,894.24	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

|--|

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

#### 12(現地案内)

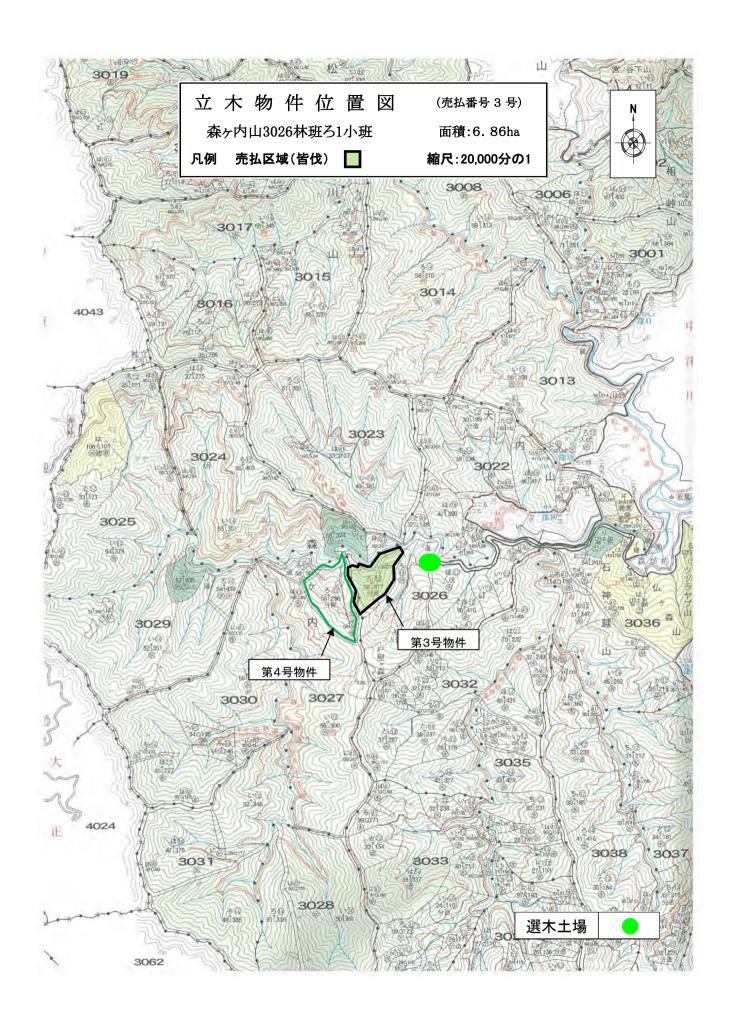
現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は中津川森林事務所へ問い合わせください。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 中津川森林事務所:0880-22-0442)

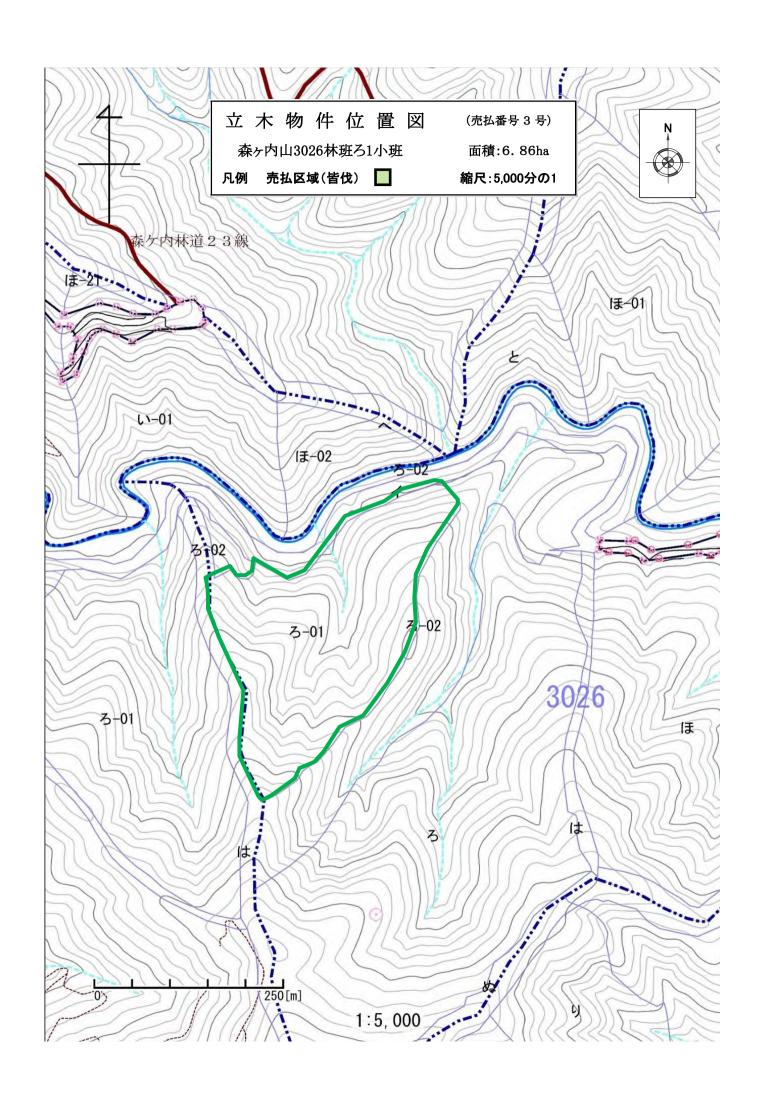
## 13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明	細)	森ヶ区	内山国有	林 3026村	木班 ろ1	小班	6.86	6 ha	63 4	年生			第	3 号
	ス	ギ	Ľ,	ノキ	アカ	マツ	Ŧ	:	ッ	ガ	<b>ታ</b>	クラ	そ	の他L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積		
8	9	0.18	70	1.40										
10	39	1.95	236	9.44										
12	115	8.05	467	32.69										
14	190	20.90	764	76.40										
16	254	40.64	927	129.78										
18	392	82.32	1,124	213.56										
20	389	112.81	1,161	290.25	1	0.19								
22	423	152.28	896	295.68										
24	418	192.28	605	242.00					1	0.28	1	0.27	3	0.88
26	323	177.65	453	221.97	1	0.36					1	0.34	5	1.74
28	298	196.68	274	150.70									2	0.66
30	257	200.46	172	115.24									2	0.88
32	192	174.72	79	58.46	1	0.56	1	0.77					3	1.79
34	142	150.52	38	33.06									2	1.08
36	95	114.00	10	9.60	1	0.78							1	0.66
38	58	78.88	2	2.15	2	1.86								
40	49	73.01	2	2.46										
42	34	56.78												
44	24	43.44												
46	20	40.00												
48	16	35.36												
50	12	28.44												
52	3	7.81												
54														
56														
58														
60														
62	2	7.14												
64														
66														
計	3,754	1,996.30	7,280	1,884.84	6	3.75	1	0.77	1	0.28	2	0.61	18	7.69

11,062 3,894.24





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 4 号

2(物件所在地 高知県高岡郡四万十町窪川中津川 及び国有林名等) 森ヶ内山国有林 3027林班 ろ1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 10.00 ha

5(林齢) 63 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	4,494	2,611.98	
ヒノキ	9,340	2,782.06	
アカマツ	6	5.37	
その他L	38	15.92	
計	13,878	5,415.33	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 36ヶ月 以内
- 9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

1	1	(!	‡	記	事	項	•

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

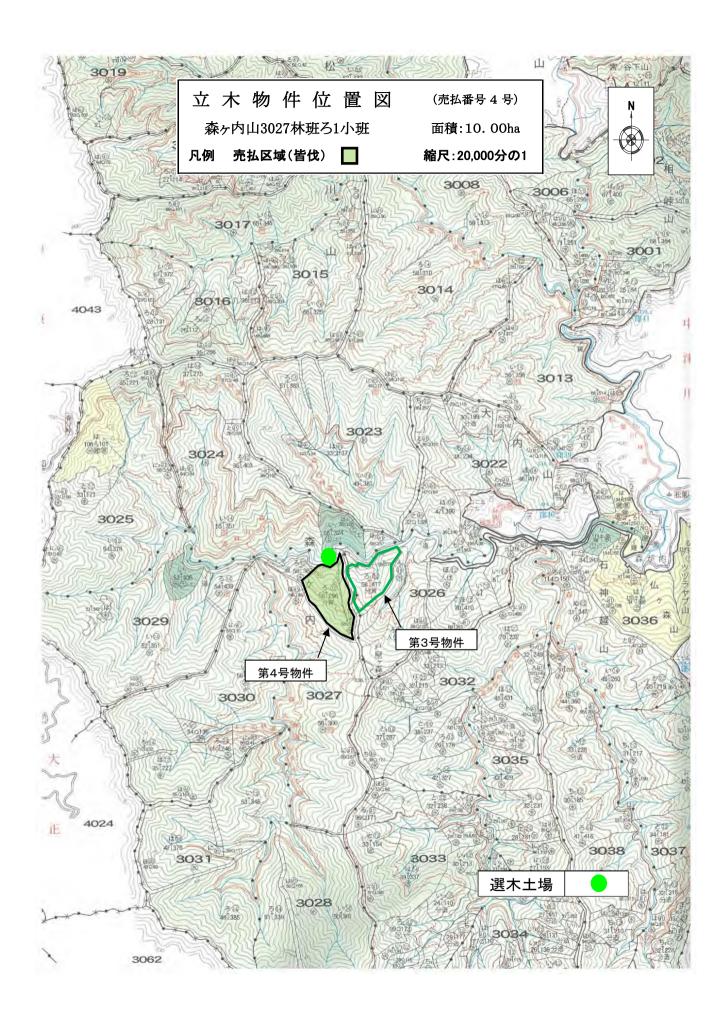
#### 12(現地案内)

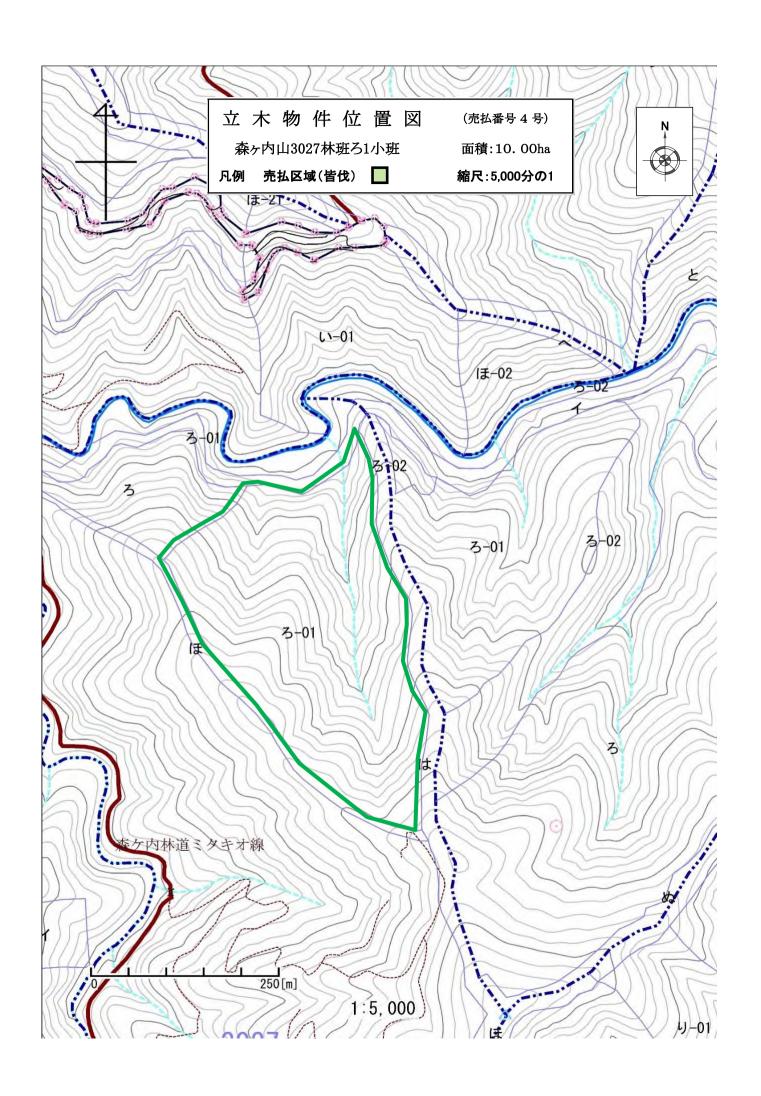
現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は中津川森林事務所へ問い合わせください。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 中津川森林事務所:0880-22-0442)

## 13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明	細)	森ヶ内	山国有村	木 3027材	班 ろ1/	小班	10.0	0 ha	63 :	年生	第	4 号
	7	(ギ	Ŀ,	ノキ	アカ	マツ	その	他L		T		
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	10	0.30	29	0.58								
10	48	2.40	78	3.12								
12	95	7.60	222	15.54								
14	177	21.24	631	69.41								
16	339	57.63	1,170	175.50								
18	453	104.19	1,534	322.14								
20	496	148.80	1,573	393.25	1	0.24						
22	480	182.40	1,354	446.82								
24	460	211.60	1,083	433.20			7	1.95				
26	360	198.00	772	355.12			9	2.85				
28	331	218.46	420	231.00			8	3.00				
30	321	250.38	275	173.25			4	1.82				
32	213	193.83	117	86.58	2	1.26	4	2.04				
34	176	186.56	50	43.50			1	0.50				
36	156	180.96	22	21.12			3	1.81				
38	105	138.60	7	7.70	1	0.86						
40	92	137.08										
42	58	96.86	1	1.25			1	0.99				
44	45	83.25	1	1.36			1	0.96				
46	21	42.00	1	1.62	1	1.55						
48	16	35.36			1	1.46						
50	18	42.66										
52	5	13.00										
54	3	8.34										
56	9	27.27										
58	4	12.92										
60	3	10.29										
62												
64												
66												
計	4,494	2,611.98	9,340	2,782.06	6	5.37	38	15.92				
											13,878	5,415.33





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第5号

2(物件所在地 高知県四万十市西土佐藤の川 及び国有林名等) 森房子官行造林1林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 14.74ha

5(林齢) 66年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	6,211	3,368.23	
ヒノキ	16,987	5,722.27	
アカマツ	94	105.36	
カシ	200	76.06	
サクラ	56	22.31	
他 L	346	190.88	
低質材L	520	102.13	
計	24,414	9,587.24	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

土砂流出防備保安林

#### 10(運搬路(林道)の通行制限)

大政林道の使用車両は8t以下の車両とします。(ホイールベース4.5m以下)

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

#### 12(現地案内)

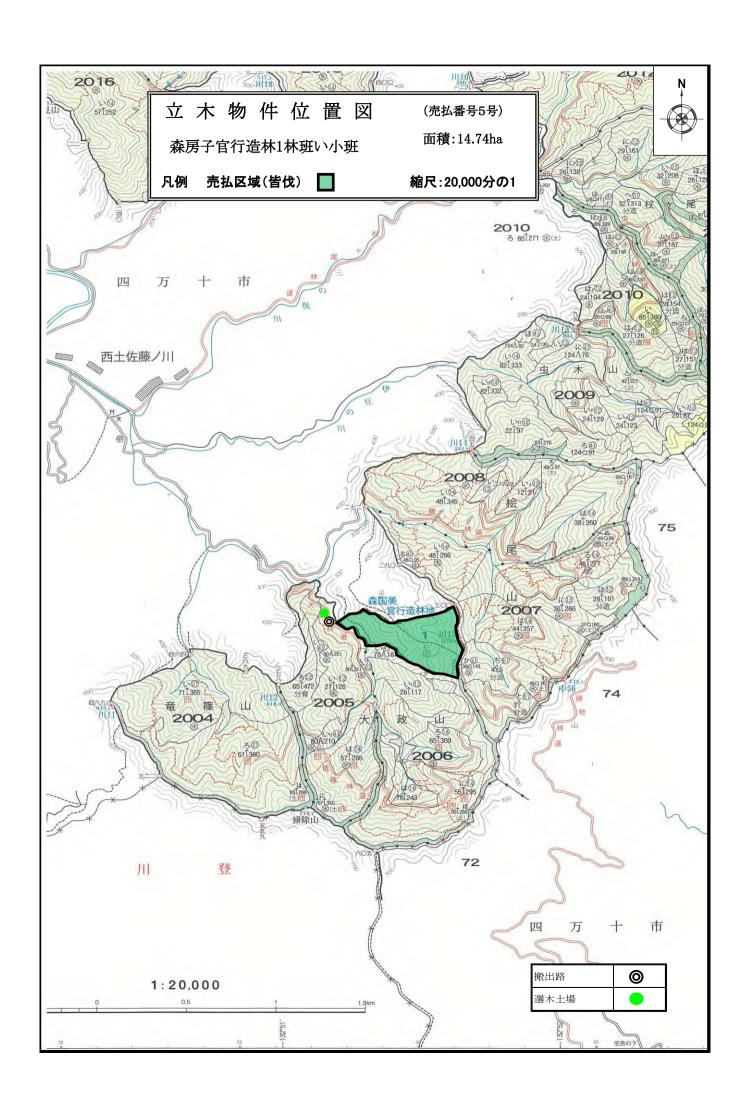
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は藤の川・黒尊森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 藤の川・黒尊森林事務所:0880-52-1051)

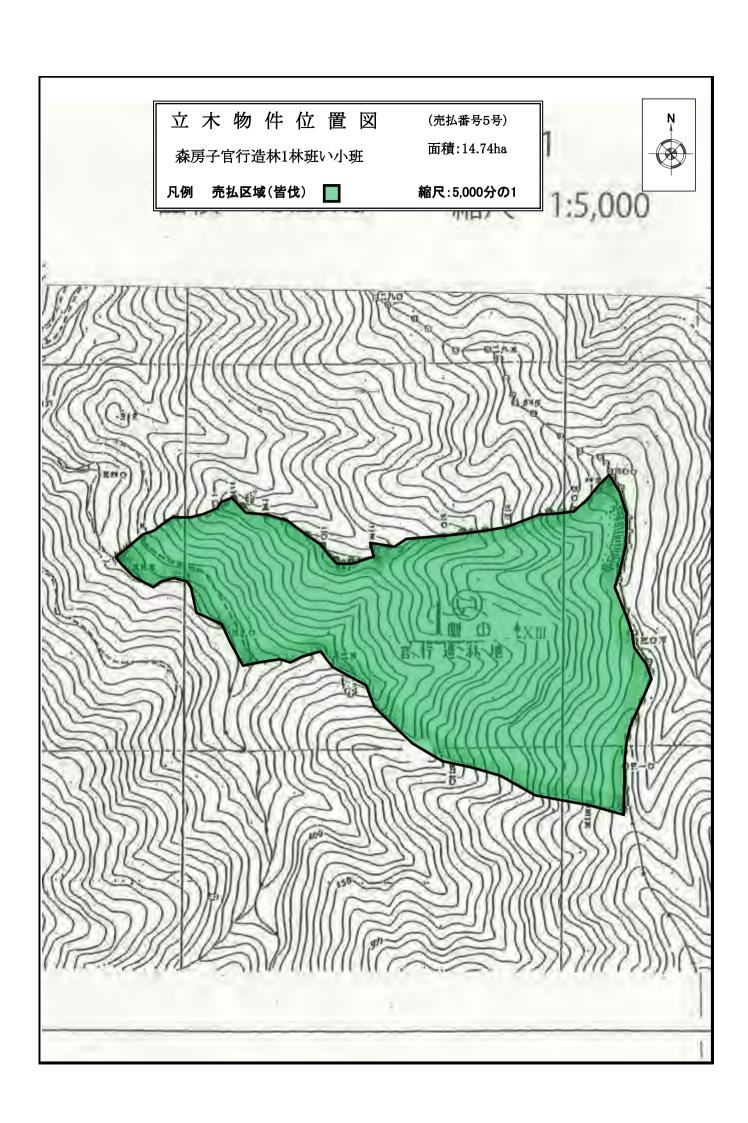
#### 13(その他)

- ①当物件は、官行造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。
- ②当該物件は、保安林での皆伐限度面積が10haであるため、保安林協議位置図により変更がある場合には、保安林伐採協議を行うこと。

物件								14.74 ha 66年生 コマツ カシ			Ι.		低質材L		
± 47		スギ 材 積		<u>:ノキ                                    </u>		カマツ			_	·クラ ++ **	他L 本数材積			質材L 材 科	
	本 奴	11/11	本 致	14 惧	本 致	11 11	本 致	14 1	本 致	11 1貝	本 致	11 11	本 剱	1/1	
<u>8</u> 10	129	7.00	278	11.12											
12	239	20.22	500	35.00											
14	332	40.56	1,054	115.94											
16	441	70.73	1,700	255.00											
18	533	118.91	2,124	446.04											
20	663	186.76	2,512	678.24									334	6	
22	479	169.25	1,993	657.69									186	40	
24	662	275.22	2,178	871.20			91	27.85	19	4.56	38	10.07			
26	608	314.37	1,660	763.60	19	8.55	18		19	5.51	18				
28	552	347.46	1,181	625.93			19	6.27			73				
30	202	148.74	1,015	639.45							73	38.34			
32	386	322.05	424	301.04			36	16.92			18				
34	256	240.29	221	172.38			36	20.34	18	12.24	54	30.96			
36	164	185.45	111	95.46							18	14.58			
38	110	143.00									18	12.60			
40	184	255.32	18	22.68	19	17.86					18	15.30			
42	109	167.76													
44	54	93.96													
46	18	34.20	18	31.50	37	46.08					18	26.46			
48	54	111.96													
50					19	32.87									
52															
54															
56															
58	36	115.02													
60															
														<u> </u>	
計	6,211	3,368.23	16,987	5,722.27	94	105.36	200	76.06	56	22.31	346	190.88	520	102	

24,414 9,587.24





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第6号

2(物件所在地 高知県高岡郡四万十町折合 及び国有林名等) 西村佳子官行造林1林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 33.93ha

5(林齢) 68年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	16,351	12,295.67	
ヒノキ	34,170	12,349.55	
アカマツ	494	498.75	
ŧξ	38	38.00	
低質材N	19	1.90	
サクラ	95	64.79	
他 L	209	125.40	
低質材L	456	94.24	
計	51,832	25,468.30	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

折合林道の使用車両は、10トン車以下の車両(ホイルベース4.5m)とします。

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

#### 12(現地案内)

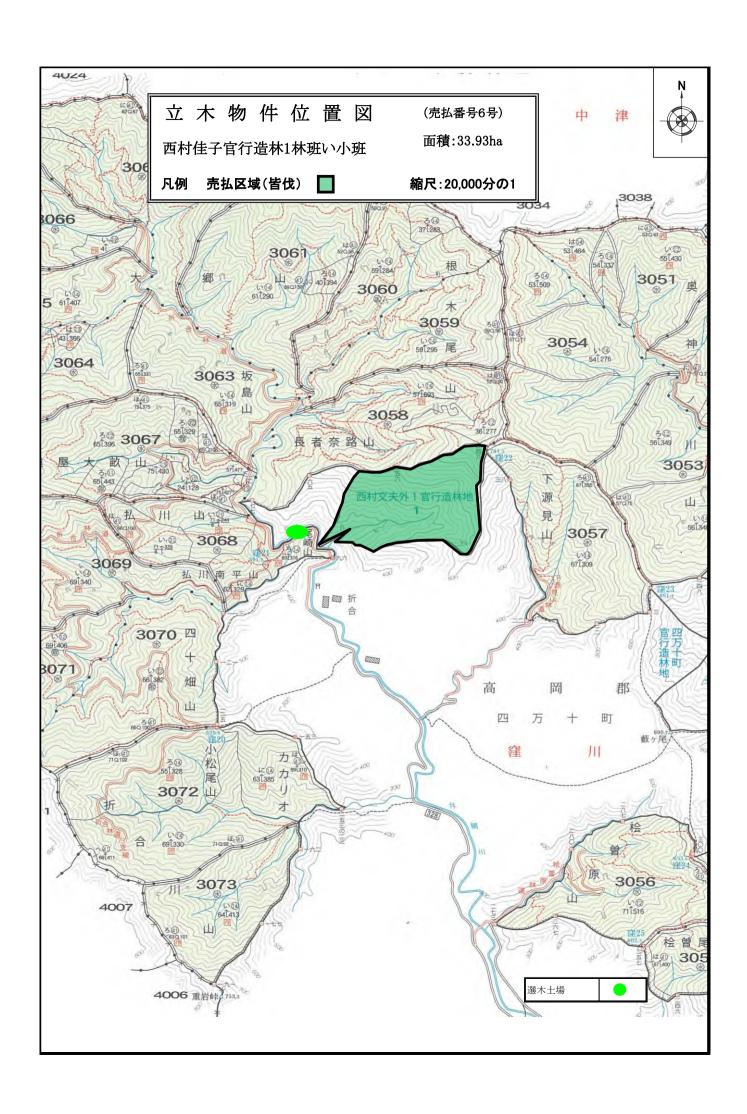
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は窪川森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 窪川森林事務所:0880-22-0442)

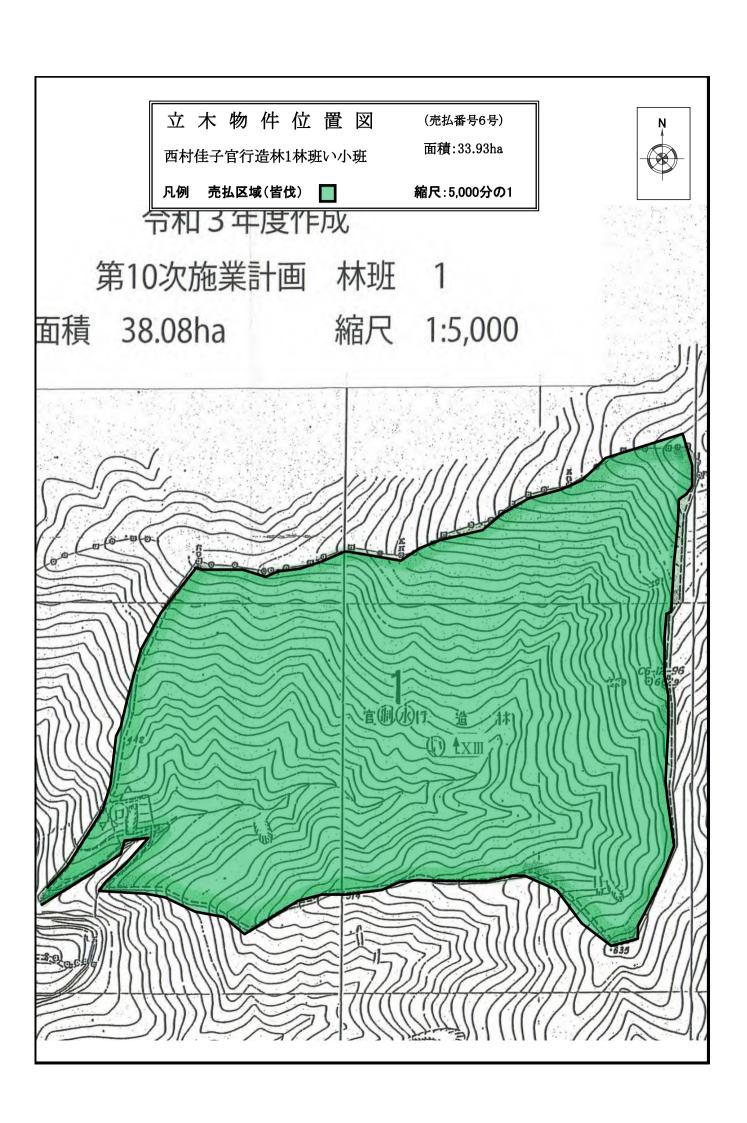
#### 13(その他)

- ①当物件は、官行造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。
- ②当該物件は、保安林での皆伐限度面積が20haであるため、保安林協議位置図により変更がある場合には、保安林伐採協議を行うこと。

4 <u>(物件</u> 5	月細)	西村佳子官	官行造林	1林班い小	班	33.93	ha	68年生		第6号						
		スギ		:ノキ		カマツ		ŧ₹	低值	質材N	サ	クラ	f	也L	低質	〔材L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																
10	169	9.00	512	20.48												
12	131	12.17	836	58.52												
14	468	65.52	2,128	230.68												
16	823	147.38	3,136	467.57					19	1.90						
18	786	195.55	3,556	740.52												
20	1,310	418.25	4,753	1271.97	38	9.50									285	55.86
22	1,478	575.28	4,069	1335.21											171	38.38
24	1,310	625.00	4,147	1655.95			19	7.22			19	7.98	57	16.34		
26	1,272	722.00	3,899	1789.36									38	11.40		
28	1,571	1068.28	2,340	1239.63							38	18.24				
30	1,459	1178.94	1,979	1242.40												
32	1,197	1125.18	1,389	985.24	76	47.50										
34	1,066	1129.96	837	694.71	76	54.15							38	22.42		
36	898	1077.60	247	224.77									19	15.39		
38	636	839.52	190	199.50	38	40.85							19	14.25		
40	449	669.01	76	82.84	57	67.83							19	17.10		
42	505	818.10	19	21.66	76	87.78	19	30.78			19	15.77				
44	299	526.24	19	25.84	57	68.40										
46	243	461.70	38	62.70	38	57.57					19	22.80				
48	150	320.91											19	28.50		
50	112	263.91			19	32.87										
52	19	46.17			19	32.30										
54																
56																
58																
60																
計	16,351	12,295.67	34,170	12,349.55	494	498.75	38	38.00	19	1.90	95	64.79	209	125.40	456	94.24

51,832 25,468.30





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第7号

2(物件所在地 高知県高岡郡中土佐町上ノ加江 及び国有林名等) 橋ヶ谷山国有林3088林班へ小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.33HA

5(林齢) 73年生

#### 6(物件の種類)

(1/311 47 1±700)			
樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1,345	938.03	
ヒノキ	3,056	1,520.96	
アカマツ	2	1.01	
カシ	2	0.64	
サクラ	9	3.83	
その他 L	408	158.01	
低質材L	336	59.08	
計	5,158	2,681.56	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

橋ヶ谷林道の使用車両は、10トン車以下の車両(ホイルベース4.5m)とします。

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

## 12(現地案内)

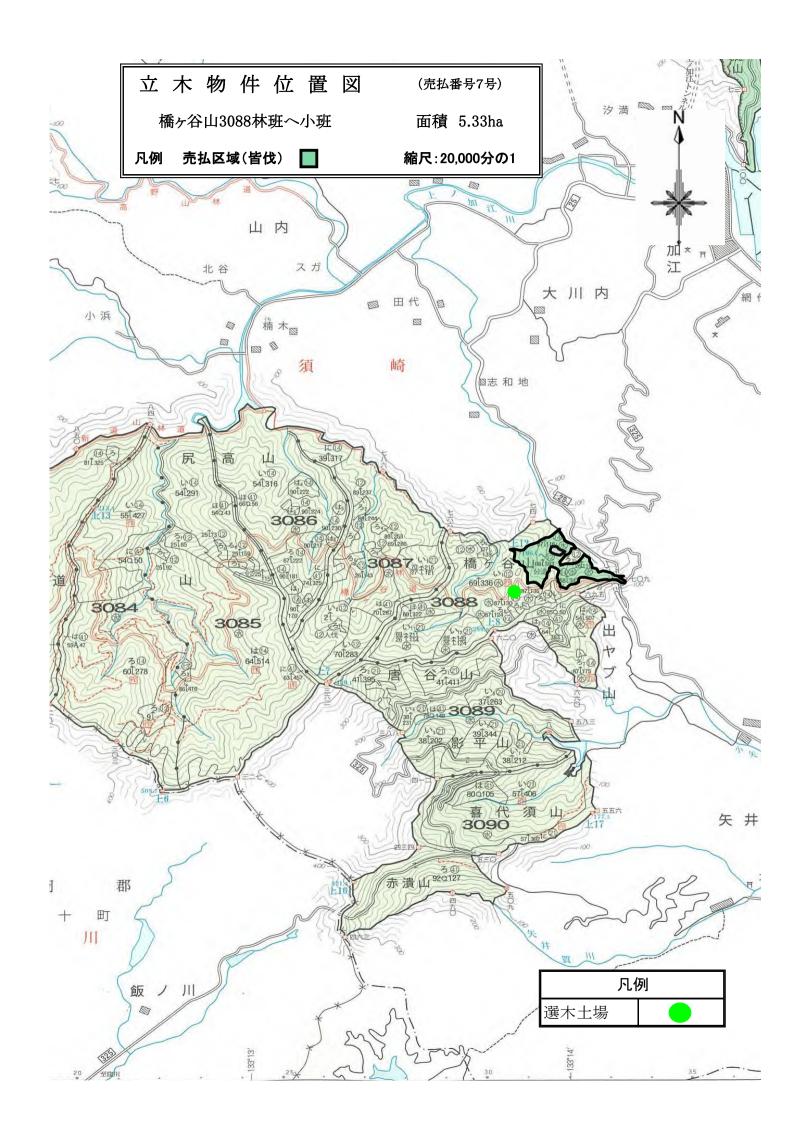
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は須崎·東津野森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 · 須崎·東津野森林事務所:0889-42-4493)

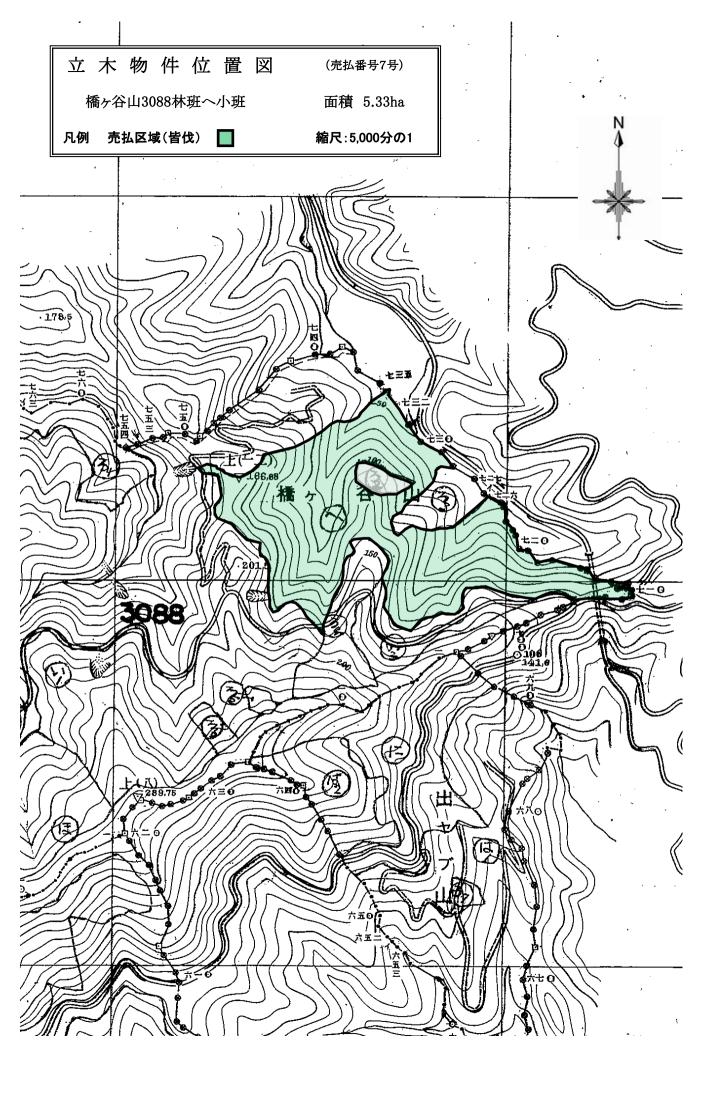
#### 13(その他)

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。

14 <u>(物件</u> 5	明細)	橋ヶ名	3山国4	<b>有林3088</b> 材	・班へリ	<b>・班</b>	5.3	33ha	73:	年生			第	57号
	7	スギ	Ŀ	ノキ	アカ	マツ	<i>j</i> .	シ	サ	クラ	そ	の他L	低	質材L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	8	0.32	39	1.17										
12	14	0.98	60	3.00										
14	46	5.06	129	11.61										
16	81	12.96	148	17.76										
18	102	23.46	209	37.62										
20	136	39.44	243	58.32									193	31.40
22	95	34.20	276	85.56									143	27.68
24	120	52.80	323	116.28			2	0.64	1	0.33	141	35.21		
26	123	65.19	287	126.28					2	0.63	78	22.77		
28	86	54.18	281	148.93	1	0.36			2	0.63	51	18.40		
30	76	57.00	287	172.20					1	0.30	50	21.61		
32	92	77.28	202	143.42					1	0.57	30	15.27		
34	77	75.46	167	138.61							17	9.54		
36	61	68.32	116	105.56	1	0.65			2	1.37	13	8.11		
38	44	54.56	114	119.70							14	11.23		
40	43	60.20	73	83.95							4	3.75		
42	39	59.67	46	60.26							4	3.81		
44	36	59.76	22	31.46							1	0.84		
46	22	39.82	14	21.70							1	0.87		
48	26	52.00	12	20.04							3	4.20		
50	9	20.03	4	7.44										
52	3	7.25	1	2.19										
54	1	2.61												
56	3	8.61	1	2.22										
58			2	5.68										
60	1	3.16									1	2.40		
62	1	3.71												
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	1,345	938.03	3,056	1,520.96	2	1.01	2	0.64	9	3.83	408	158.01	336	59.08

5,158 2,681.56





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第8号

2(物件所在地 高知県須崎市上分

及び国有林名等) 朴ノ川山国有林3208林班ろ小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 7.52HA

5(林齢) 54年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	22	19.04	
ヒノキ	8,745	2,560.20	
アカマツ	12	8.17	
低質材マツ	1	0.18	
モミ	6	3.01	
ツガ	11	3.57	
カヤ	1	0.39	
低質材N	12	1.75	
カシ	2	0.55	
ミズメ	3	1.34	
ケヤキ	1	0.62	
サクラ	11	4.47	
その他L	55	22.15	
低質材L	70	13.59	
計	8,952	2,639.03	

## 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎末調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

朴ノ川林道208線の使用車両は、8トン車以下の車両(ホイルベース4.5m)とします。

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

#### 12(現地案内)

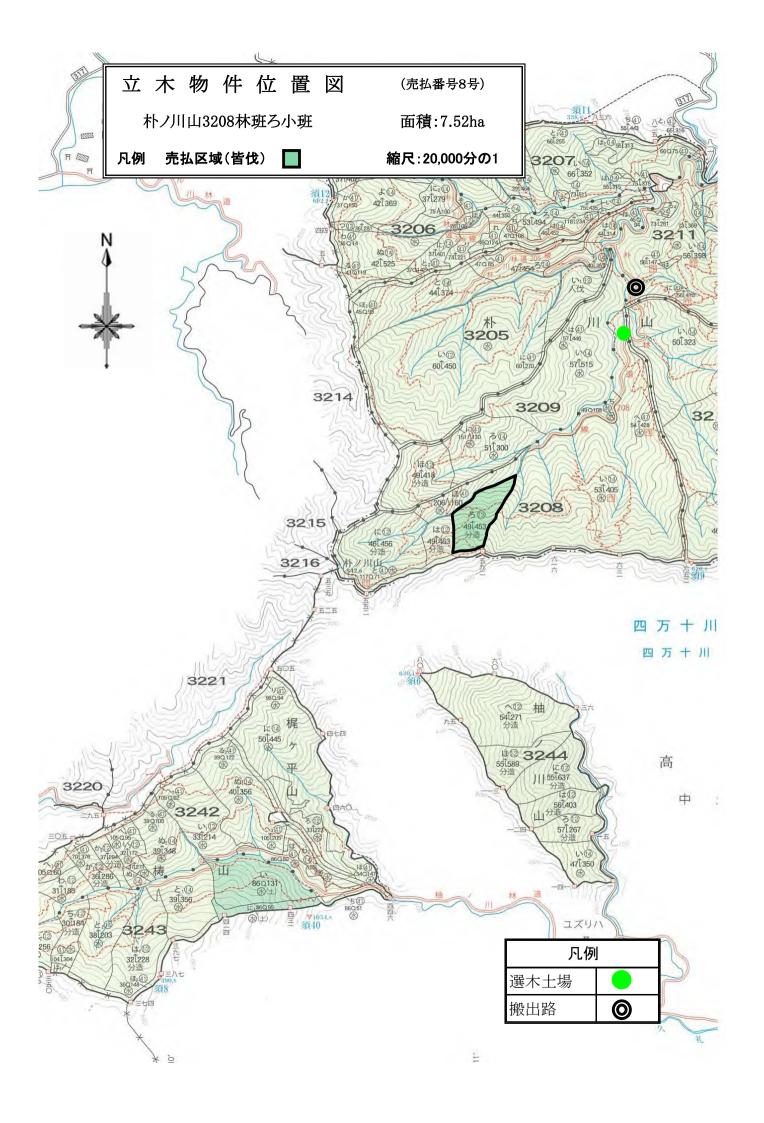
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は須崎・東津野森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 · 須崎・東津野森林事務所:0889-42-4493)

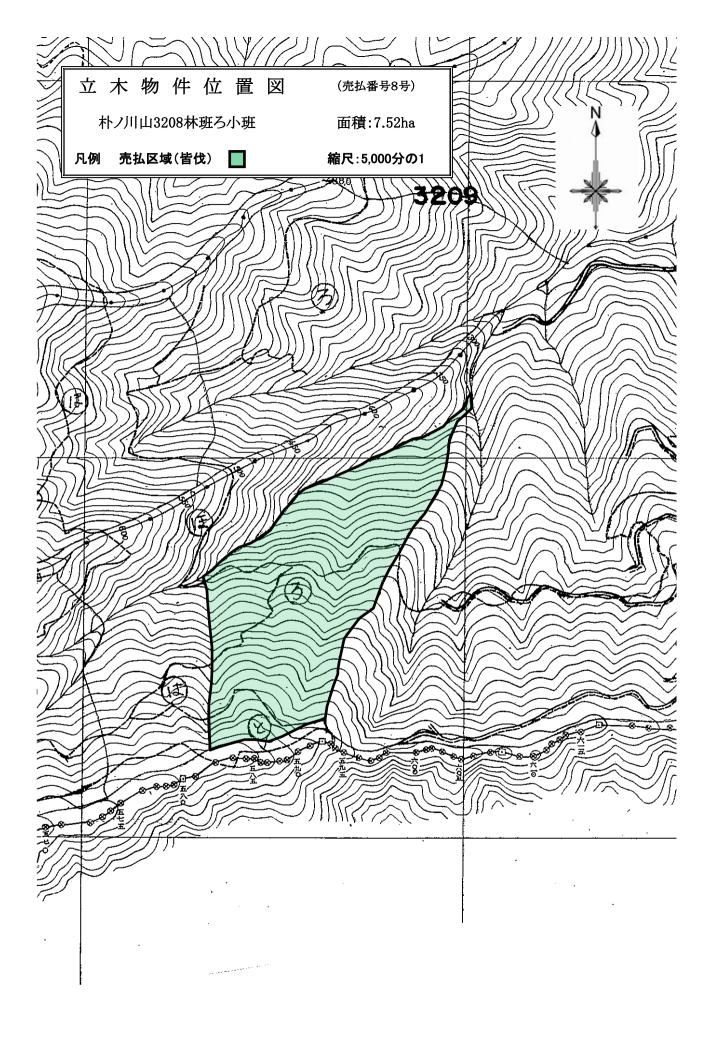
#### 13(その他)

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。

14(物件	明細	朴	ノ川山	国有林	320	8林班	ろ小	班	7.	52ha		54年	生														第	8号
		スギ	Ŀ	ノキ	ア:	カマツ	低質	材マツ		ŧξ	v	ソガ		カヤ	低	質材N		カシ	3	ズメ	ケ	ヤキ	+	クラ	そ	の他L	低气	質材L
直径	本 数	材 積	本 数	材積	本 数	材積	本 数	材積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材積	本 数	材 積	本 数	材積	本 数	材積	本 数	材 積						
8																												
10			109	3.27																								
12			333	23.31																								
14			693	69.30																								
16			1,012	141.68											5	0.60												
18			1,191	226.29			1	0.18							7	1.15												
20	1	0.32	1,310	314.40					1	0.22	7	1.53															39	6.99
22	2	0.62	1,226	380.06																							31	6.60
24			958	344.88	2	0.58			2	0.68							2	0.55					3	0.84	20	5.47		
26	4	1.86	712	313.28							2	0.80							1	0.31			1	0.39	9	2.73		
28	1	0.58	487	243.50							1	0.49							1	0.45			4	1.38	7	2.88		
30	3	1.95	333	199.80	1	0.53			1	0.48									1	0.58			1	0.47	6	3.12		
32	2	1.52	183	122.61									1	0.39											6	2.94		
34	1	0.83	95	74.10	2	1.45			1	0.85	1	0.75											1	0.54	1	0.63		
36	1	1.01	54	49.14	2	1.26			1	0.78											1	0.62			4	2.83		
38	3	3.42	26	26.00	1	0.81																	1	0.85	2	1.55		
40	1	1.23	12	13.84																								
42	2	2.92	5	6.14	1	0.86																						
44			4	5.44	3	2.68																						
46			1	1.34																								
48			1	1.82																								
50																												
52																												
54																												
56																												
58	1	2.78																										
60																												
62																												
64																												
66																												
68																												
70																											<b>-</b>	
72																												
74																												
76																												
78																												
80																												
82																												
計	22	19.04	8,745	2,560.20	12	8.17	1	0.18	6	3.01	11	3.57	1	0.39	12	1.75	2	0.55	3	1.34	1	0.62	11	4.47	55	22.15	70	13.59

8,952 2,639.03





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 9 号

2(物件所在地 高知県高岡郡四万十町下津井 及び国有林名等) 足川山国有林4032林班い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 10.11 HA 1伐区 4.84ha

2伐区 5.27ha

5(林齢) 68 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	3,616	2,907.84	
ヒノキ	2,196	1,087.03	
アカマツ	10	7.39	
Ŧ	1	0.26	
低質材N	2	0.30	
サクラ	5	2.16	
その他 L	30	10.50	
低質材L	36	7.21	
計	5,896	4,022.69	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎末調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

足川林道の使用車両は10t以下の車両とします。(ホイルベース4.5m以下)

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

#### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は梼原森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 梼原森林事務所:0889-66-0400)

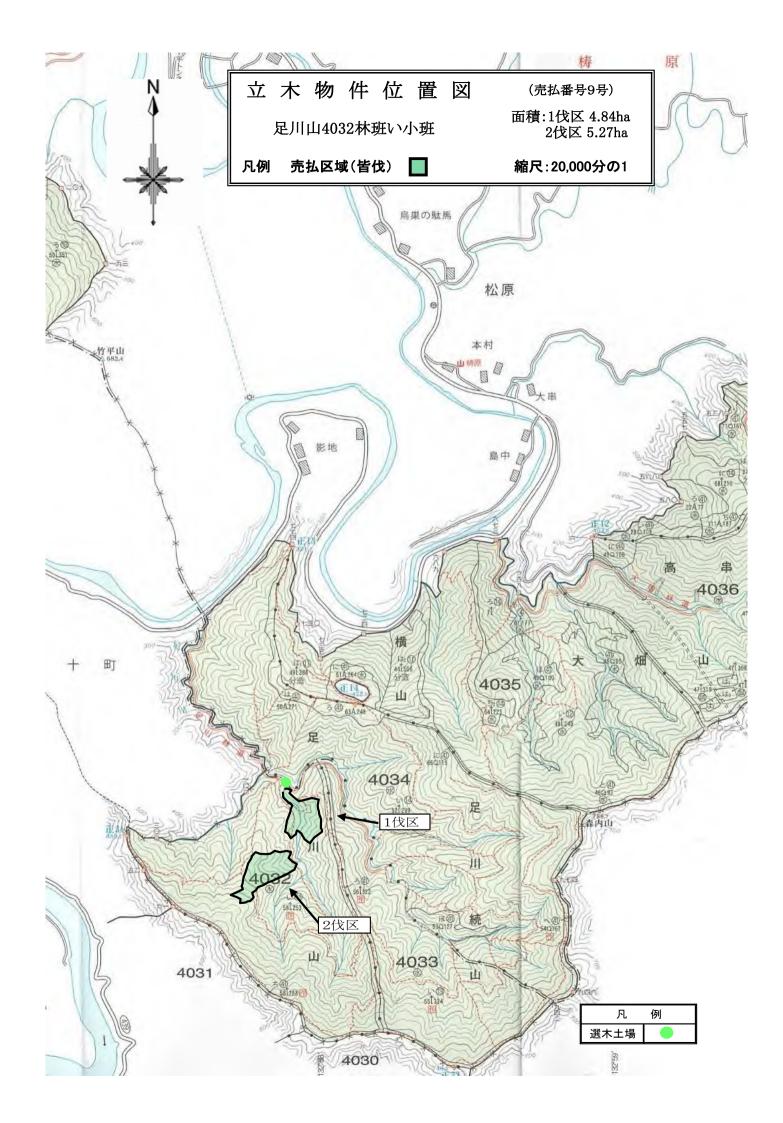
-	_	(Z	_	1.1.	١
1	٠.	(4	n	4411	

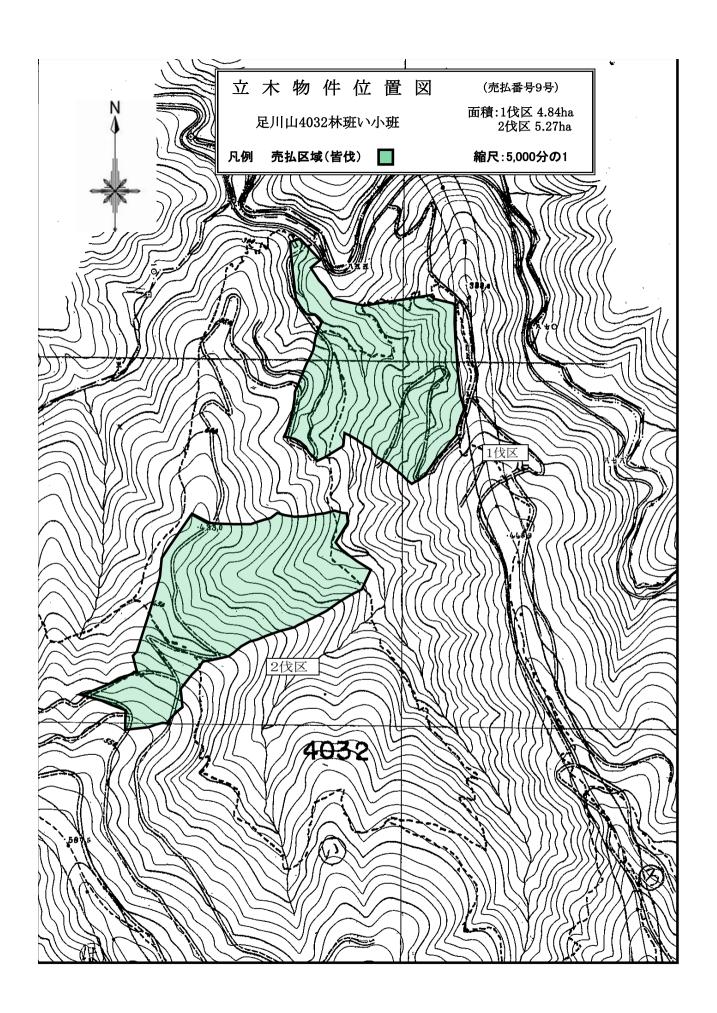
物件明		足川山国2	191-10C	22-11-2010						11 HA						9 号
_		スギ	E	ノキ	ア	カマツ		ŧξ	低	質材N	t	ナクラ	そ	の他L	低	質材L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材
10	21	0.84	17	0.51												
12	35	2.10	26	1.30												
14	72	7.20	50	4.00												
16	105	14.70	73	8.76					1	0.14						
18	149	28.31	105	17.85					1	0.16						
20	236	59.00	164	36.08											15	2.68
22	290	89.90	215	62.35			1	0.26							21	4.53
24	325	123.50	269	96.84									10	2.70		
26	341	160.27	269	118.36	1	0.36					1	0.31	9	3.09		
28	313	175.28	252	133.56	3	1.29					1	0.30	7	2.73		
30	276	182.16	221	139.23							2	0.98	1	0.47		
32	250	192.50	180	127.80									3	1.51		
34	216	194.40	137	113.71	1	0.59										
36	183	190.32	88	80.08							1	0.57				
38	146	175.20	65	65.00												
40	115	156.40	32	36.80	1	0.89										
42	119	188.02	15	18.75	1	0.97										
44	90	158.40	12	16.32	2	1.94										
46	83	157.70	3	4.51	1	1.35										
48	87	183.57	2	3.34												
50	54	125.28	1	1.88												
52	26	64.74														
54	21	57.12														
56	19	55.29														
58	13	40.30														
60	8	26.40														
62	7	24.45														
64	1	4.01														
66	5	20.20														
68	1	4.16														
70	2	8.86														
72																
74	3	14.53														
76	1	5.40														L
78																L
80	2	11.30														
82	1	6.03														L
計	0.010	2,907.84	0.100	1,087.03	10	7.39	1	0.26	2	0.30	5	2.16	30	10.50	36	7

<u> </u>	明細)															9 号
	7	マギ	E	:ノキ	ア:	カマツ		モミ	低	質材N	+	ナクラ	そ	の他L	低	質材L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材積	本 数	材 積	本 数	材;
10	18	0.72	17	0.51												
12	17	1.02	26	1.30												
14	23	2.30	46	3.68												
16	25	3.50	60	7.20					1	0.14						
18	28	5.32	83	14.11					1	0.16						
20	48	12.00	116	25.52											12	2.1
22	53	16.43	137	39.73			1	0.26							13	2.8
24	73	27.74	164	59.04									10	2.70		
26	81	38.07	147	64.68	1	0.36							4	1.27		
28	74	41.44	128	67.84	3	1.29							5	1.89		
30	65	42.90	114	71.82							1	0.54	1	0.47		
32	83	63.91	97	68.87									3	1.51		
34	85	76.50	74	61.42	1	0.59										
36	70	72.80	44	40.04												
38	60	72.00	34	34.00												
40	54	73.44	17	19.55	1	0.89										
42	69	109.02	8	10.00	1	0.97										
44	53	93.28	6	8.16	2	1.94										
46	50	95.00	1	1.55												
48	56	118.16	2	3.34												
50	33	76.56	1	1.88												
52	18	44.82														
54	16	43.52														
56	17	49.47														
		27.90														
58	9															
60	6	19.80														
62	6	20.53														
64	1	4.01														
66	5	20.20														
68																
70	1	4.39														
72																
74	2	9.48														
76	1	5.40														
78																
80	2	11.30														
82																
計	l Ī	1302.93	1,322	604.24	9	6.04		0.26	2				23	7.84	25	5

_\	L ;	スギ	L	ンキ	ア	カマツ	L +	ナクラ	そ	の他L	低	質材L
直径	本 数	材積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材積	本 数	材積
10	3	0.12										
12	18	1.08										
14	49	4.90	4	0.32								
16	80	11.20	13	1.56								
18	121	22.99	22	3.74								
20	188	47.00	48	10.56							3	0
22	237	73.47	78	22.62							8	1
24	252	95.76	105	37.80								
26	260	122.20	122	53.68			1	0.31	5	1.82		
28	239	133.84	124	65.72			1	0.3	2	0.84		
30	211	139.26	107	67.41			1	0.44				
32	167	128.59	83	58.93								
34	131	117.90	63	52.29								
36	113	117.52	44	40.04			1	0.57				
38	86	103.20	31	31.00								
40	61	82.96	15	17.25								
42	50	79.00	7	8.75								
44	37	65.12	6	8.16								
46	33	62.70	2	2.96	1	1.35						
48	31	65.41										
50	21	48.72										
52	8	19.92										
54	5	13.60										
56	2	5.82										
58	4	12.40										
60	2	6.60										
62	1	3.92										
64												
66												
68	1	4.16										
70	1	4.47										
72												
74	1	5.05										
76												
78												
80												
82	1	6.03										
計	2,414	1,604.91	874	482.79	1	1.35	4	1.62	7	2.66	11	2.

3,311 2,095.50





# 安芸森林管理署入札案内書

(第5回)

〒784-0044 高知県安芸市川北乙 1773-6 TEL: 0887-34-3145

入札日時:令和7年9月30日(火)実施(10時00分締切 即時開札)

入札場所:安芸森林管理署 会議室

契約締結期限:令和7年10月6日(月)

## 売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備考
第1号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字竹屋敷 柾ノ木山国有林 1151 林班 い 2 小班	スギ外	2, 153	1, 409. 41	
第2号	皆 伐	高知県安芸郡東洋町大字生見 椎尾山国有林 1179 林班 は小班 (1 伐区)	ヒノキ外	2, 854	1, 798. 18	
第3号	皆 伐	高知県安芸郡東洋町大字生見 椎尾山国有林 1179 林班 は小班 (2 伐区)	ヒノキ外	4, 305	2, 551. 57	
						_

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数

## \_\_入札結果一覧

入札	5 程	5番札 4番札		香札	3 看	<b>香札</b>	2 看	香札	1 看	香札	備考
人員	金 額	金額 氏名 金額 氏名		金 額	氏名	金 額	氏名	金 額	氏名	) NHI 75	

# 販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 高知県安芸郡北川村大字竹屋敷 及び国有林名等) 柾ノ木山国有林 1151林班 い2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 2.55 ha

5(林齢) 72 年生

# 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1,720	1,192.70	
ヒノキ	314	171.96	
ŧξ	6	7.01	
ツ ガ	1	0.26	
カシ	41	17.51	
ナラ	1	0.36	
ミズメ	1	0.31	
サクラ	7	2.89	
その他L	20	7.37	
低 質 材 L	42	9.04	_
計	2,153	1,409.41	

### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

竹屋敷林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t以下です。

## 11(特記事項)

- ①国有林野境界標を一時的に撤去する必要が生じた場合は、事前に必要な手続を行い、 必ず復元すること。また、損傷した場合は指示に従い修繕すること。
- ②作業期間中は、道路上等に注意標識を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。

### 12(現地案内)

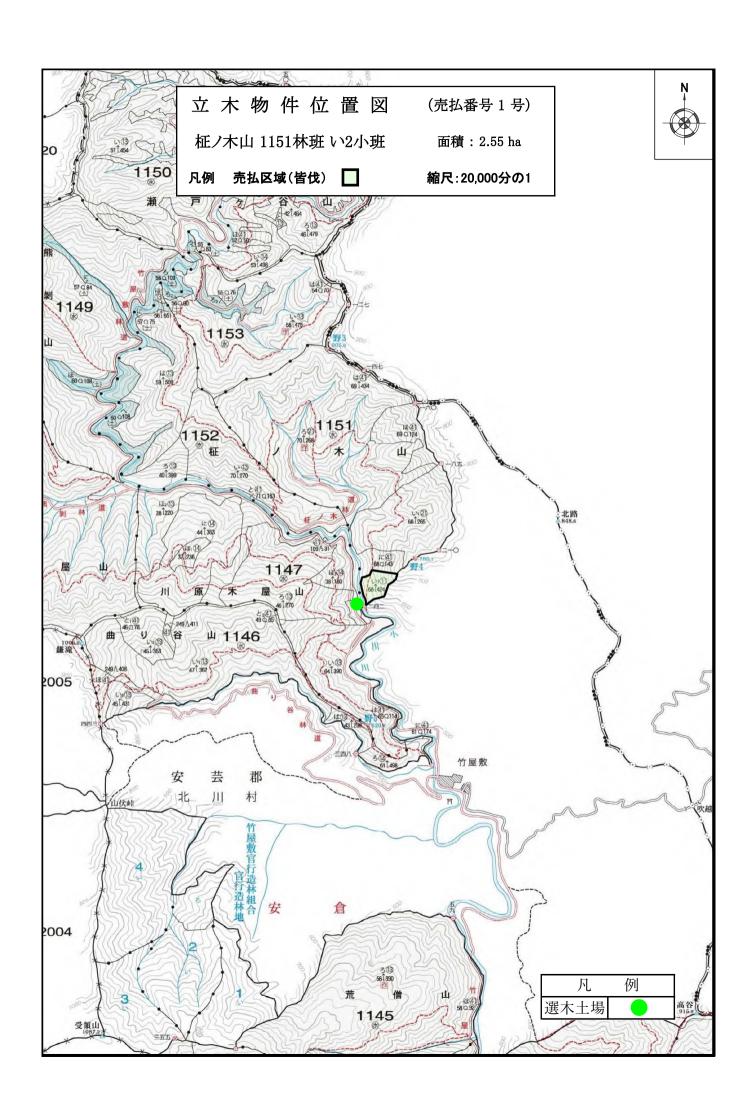
ご希望の方は、安芸森林管理署または安倉森林事務所へ問い合わせ下さい。

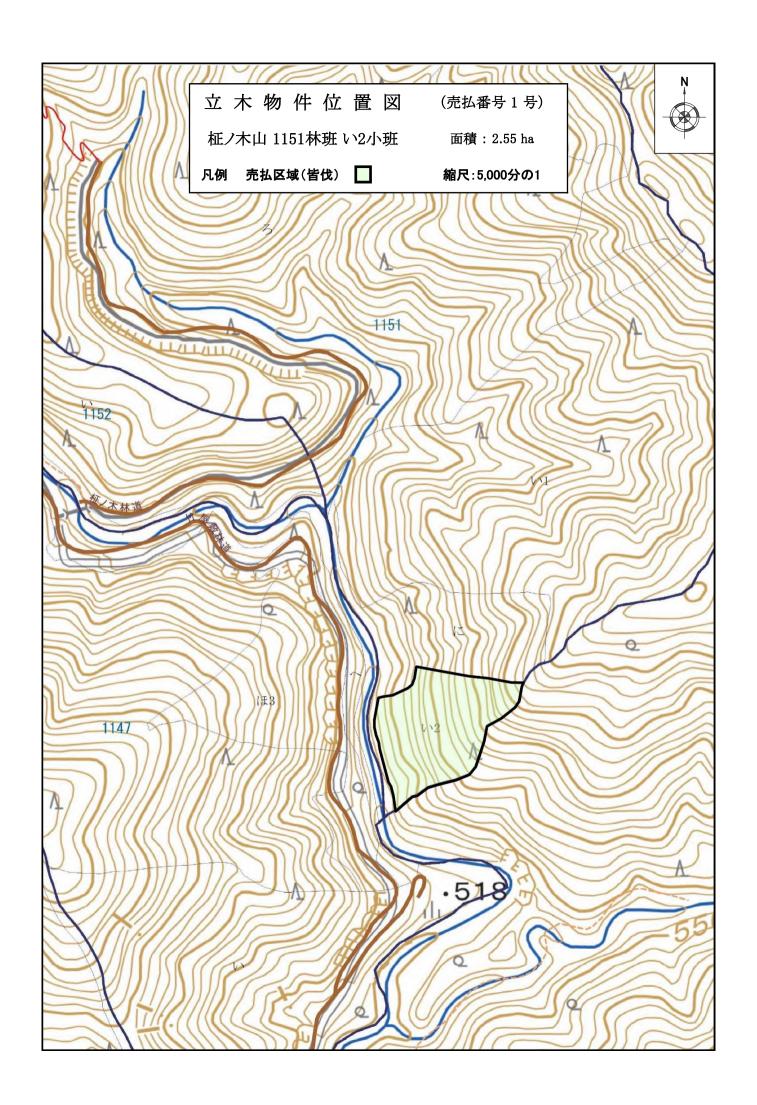
安芸森林管理署:0887-34-3145 安倉森林事務所:0887-38-5509

13(その他)

14(物件明細) 柾ノ木山国有林 1151林班 い2小班 2.55 ha 72 年生 第 1 号 低質材L スギ ヒノキ ミズメ サクラ その他L 直径本数 材積 本数 8 0.56 0.47 10 14 12 12 29 2.03 0.59 11 14 58 6.38 13 1.23 77 11.55 16 1.25 <u>1</u>8 92 18.40 3.29 18 20 110 28.60 3.35 20 4.47 18 40.26 1 0.26 22 122 21 6.55 5.69 147 58.80 0.31 3 0.99 2.36 24 28 9.69 2.56 26 148 69.56 23 9.73 14 4.90 0.31 1.81 114 63.84 20 10.05 1.65 0.36 0.39 1.65 28 2.97 30 131 86.46 12.49 0.44 21 32 109 80.66 17.74 1.63 1.55 96.32 15.76 1 0.85 34 112 1.90 103 99.91 15 12.68 1.00 0.71 0.76 36 73 81.03 15.90 1 0.92 38 16 40 70 86.10 12 12.87 1.00 80.62 13.01 42 58 44 47 71.44 1.19 4.15 37 61.42 10.22 1.55 46 48 28 51.80 3.35 30.00 15 1.64 1.69 50 21.50 52 10 11.85 5 2.35 54 6 15.92 56 58 2.59 2.48 5.73 60 62 64 66 68 70 72 74 4.61 76 4.76 78 80 計 1,720 1,192.70 314 171.96 6 7.01 1 0.26 41 17.51 0.36 0.31 2.89 20 7.37 9.04

2,153 1,409.41





# 販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 高知県安芸郡東洋町大字生見

及び国有林名等) 椎尾山国有林 1179林班 は小班 (1伐区)

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.64 ha

5(林齢) 67 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	468	458.45	
ヒノキ	2,328	1,299.87	
その他L	58	39.86	
計	2,854	1,798.18	

### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

町道の通行にあたっては、道路管理者(東洋町役場)に問い合わせて下さい。

## 11(特記事項)

- ①集材架線等の設置を行う場合は、事前に保安林の土地の形質変更行為に係る作業許可の申請を行うこと。
- ②集積場所等として町道を利用される場合は、事前に道路管理者の許可をとり、破損、陥没等がないように対策を講じること。
- ③通信線・送電線等の一時移動等については、関係機関へ確認し必要な手続を行うこと。
- ④国有林野境界標を一時的に撤去する必要が生じた場合は、事前に必要な手続を行うこと。 また、必ず復元すること。
- ⑤作業期間中は、道路上等に注意標識を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。

# 12(現地案内)

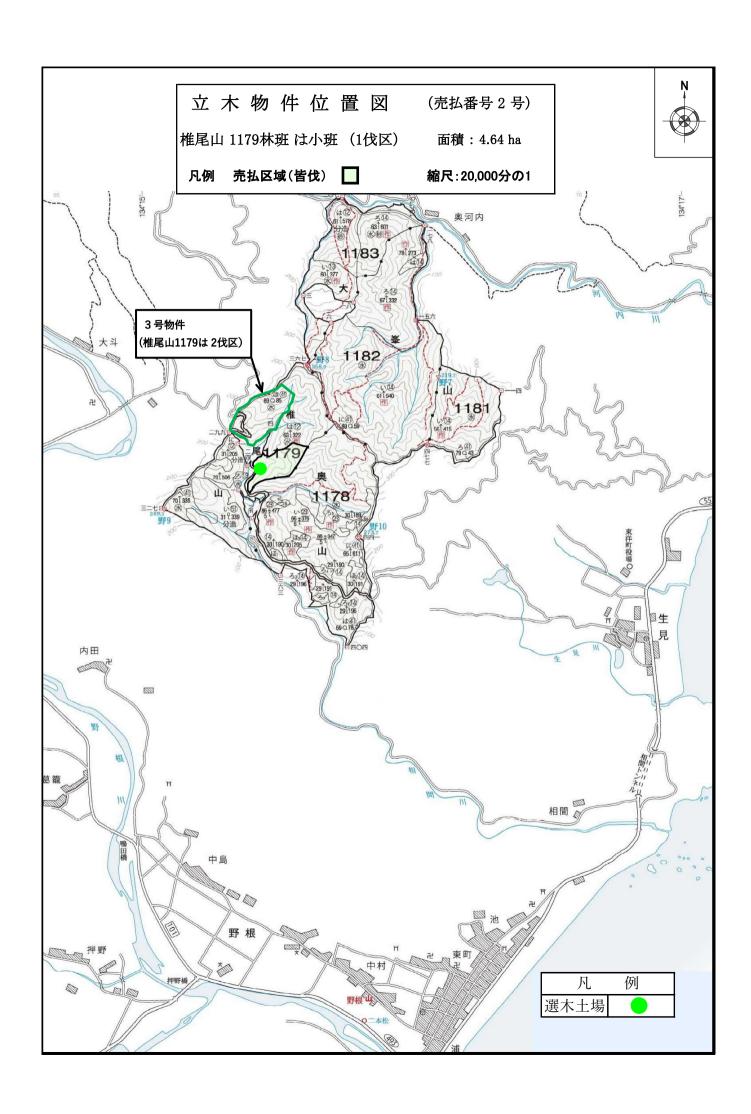
ご希望の方は、安芸森林管理署または野根森林事務所へ問い合わせ下さい。

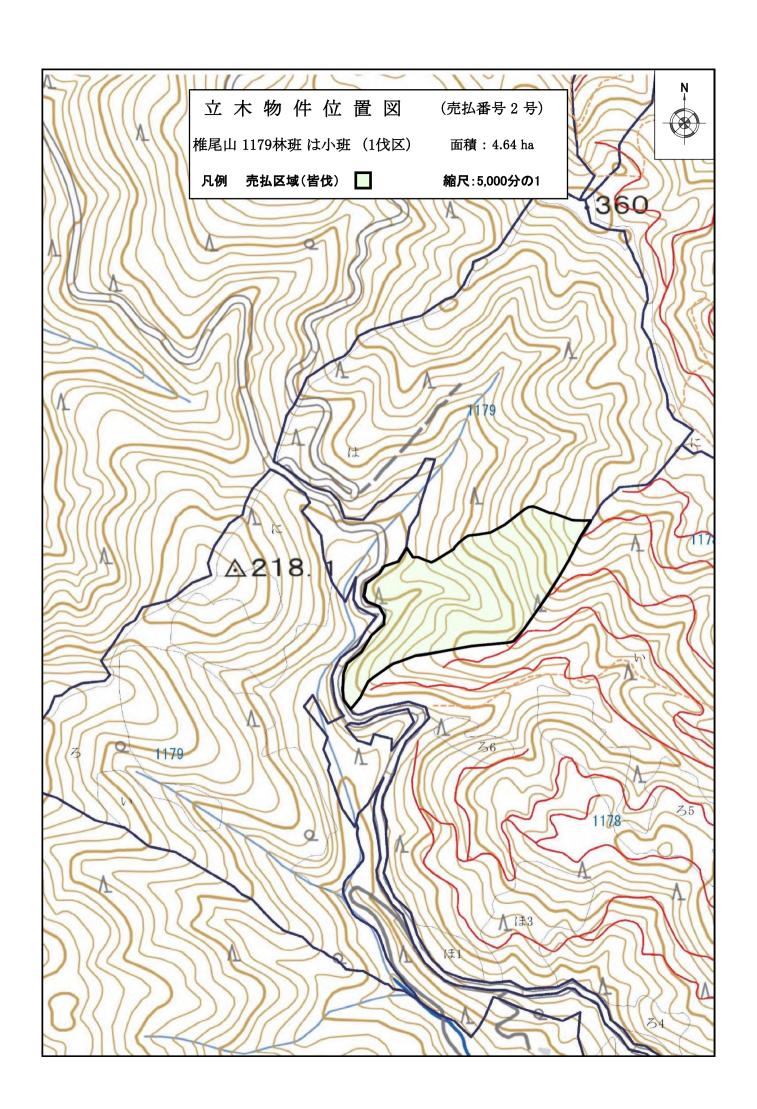
安芸森林管理署:0887-34-3145 野根森林事務所:0887-28-1117

## 13(その他)

(物件	明細)	椎尾山国	有林 11	79林班は	小班(	(1伐区)		4.64	l ha		1	67 4	年生		ı					第	2 두	<u> </u>
	7	スギ	۲	ノキ	その	他L																
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	1
8	2	0.06	7	0.14																		
10	5	0.25	20	0.80																		
12	4	0.32	44	3.08																		
14	5	0.55	85	8.50																		
16	8	1.20	108	14.04																		
18	9	1.80	151	27.18																		
20	13	3.38	175	42.00																		
22	16	5.28	189	58.59																		
24	20			76.76																		
26	27	13.23	208	91.52																		
28	27	15.66	199	105.47	3																	
30	34		161	101.43	6																	
32	44	33.88		115.02																		
34	41	36.90	141	109.98																		
36	37	38.48	119	108.29	3																	
38	35	40.60	107	107.00																		
40	37	48.84	87	100.05																		
42	27	38.88	65	81.25	3	2.81																
44	22	35.64	43	58.48	4	4.18																
46	22	38.72	26	40.30	5	5.49																
48	15	28.50	17	28.39	1	1.20																
50	8	16.88	12	21.60	2	2.33																
52	2	4.59			1	1.61																
54	1	2.37																				
56	3	7.62																				
58	1	2.72									_									_		
60	1	3.30									_									_		
62	1	3.50																				
64																						
66											_											
68	1	3.84																				_
70																						_
72								$\dashv$														
74								$\dashv$														
76																						_
78																						
80																						
計	468	458.45	2 322	1,299.87	58	39.86																_
пІ	400	430.43	2,320	1,233.07	50	JJ.00					<u> </u>				<u> </u>						1 70	_

2,854 1,798.18





# 販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) 第 3 号

2(物件所在地 高知県安芸郡東洋町大字生見

及び国有林名等) 椎尾山国有林 1179林班 は小班 (2伐区)

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.20 ha

5(林齢) 67 年生

### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
スギ	759	787.93	
ヒノキ	3,156	1,572.86	
アカマツ	6	4.56	
シイ	14	9.94	
サクラ	4	1.52	
その他L	283	157.74	
低 質 材 L	83	17.02	
計	4,305	2,551.57	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

町道の通行にあたっては、道路管理者(東洋町役場)に問い合わせて下さい。

## 11(特記事項)

- ①集材架線等の設置を行う場合は、事前に保安林の土地の形質変更行為に係る作業許可の 申請を行うこと。
- ②集積場所等として町道を利用される場合は、事前に道路管理者の許可をとり、破損、陥没等がないように対策を講じること。
- ③通信線・送電線等の一時移動等については、関係機関へ確認し必要な手続を行うこと。
- ④国有林野境界標を一時的に撤去する必要が生じた場合は、事前に必要な手続を行うこと。 また、必ず復元すること。
- ⑤作業期間中は、道路上等に注意標識を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。

# 12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または野根森林事務所へ問い合わせ下さい。

安芸森林管理署:0887-34-3145 野根森林事務所:0887-28-1117

## 13(その他)

14(物件明細) 椎尾山国有林 1179林班 は小班 (2伐区) 5.20 ha 67 年生 第 3 号 スギ ヒノキ アカマツ シイ サクラ 低質材L その他L 直 径 材 積 材 積 本数材積本 数 材 積 本 数 材 積 本 数 材 積 本 数 材積 本 数 本 数 8 2 10 0.08 14 0.56 5 2.38 12 0.32 34 1.40 10.30 14 14 103 16 17 2.55 170 23.80 5.40 44.84 18 27 236 20 39 10.53 324 81.00 2 0.28 40 7.41 105.27 22 42 15.12 319 0.20 9.61 32 14.08 335 127.30 0.31 0.33 13.72 24 48 2 26 42 22.26 324 149.04 0.73 2 0.68 11.46 34 28 39 24.57 295 156.35 0.45 14.79 1 36 30 45 33.75 267 168.21 0.44 0.51 41 19.70 57 47.88 217 154.07 2 1.10 18.49 32 33 34 53.90 157 130.31 2 14.33 55 1.54 23 48 51.84 94 85.54 2.23 36 22 16.41 38 50 62.00 67 67.00 7.47 9 43 58.48 78 17 40 89.70 1 1.00 16.75 42 48 73.44 47 58.75 1 1.26 8 8.37 64.74 38.08 1.12 1.19 7 8.76 44 39 28 46 39 72.15 14 21.70 3 3.94 48 33 66.00 17 28.39 22 47.52 19.80 50 11 1.63 52 5 11.90 3 5.82 1.92

54

56 58

60

62

64 66 68

70 72

計

3

5

4

1

1

759

7.65

13.60

11.88

3.10

3.16

4.00

4.63

787.93

3,156 1,572.86

2

4.65

2.65

4.56

6

14

9.94

1.52

283 157.74

4,305 2,551.57

83

17.02

